

令和2年度

福島町議会

定例会 12月会議会議録

令和2年12月9日 開会

令和2年12月9日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和2年12月9日（水曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○出 席 説 明 員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町 長 あ い さ つ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	4 頁
○日程第3 行 政 報 告	5 頁
1 各種全国大会への参加及び要請活動の状況について 〔各課所管事項について〕 (1) 建設課の所管事項について	
教育行政報告	6 頁
1 幼児教育、学校教育 (1) 小学校の学校選択制の結果について	
2 芸術文化・文化財について (1) 町民芸術鑑賞会について	
○日程第4 一般質問	7 頁
8番 小 鹿 昭 義	7 頁
(1) 高齢者の健康増進に伴う雇用意志の実態調査と娯楽について	
3番 平 沼 昌 平	8 頁
(1) 国勢調査の結果を受けて インターネットの利活用は	
○日程第5 議案第37号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	15頁
○日程第6 議案第38号 第5次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	17頁
○日程第7 議案第39号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	36頁
○日程第8 議案第40号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第7号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	37頁
○日程第9 議案第41号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	40頁
○日程第10 議案第42号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	41頁
○日程第11 議案第43号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	42頁
○休 会 の 議 決	44頁
○休 会 宣 告	44頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
37	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	12月9日	原案可決
38	第5次福島町総合計画の変更について	12月9日	原案可決
39	福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	12月9日	原案可決
40	令和2年度福島町一般会計補正予算（第7号）	12月9日	原案可決
41	令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	12月9日	原案可決
42	令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	12月9日	原案可決
43	令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）	12月9日	原案可決

令和 2 年度

福島町議会定例会 1 2 月会議

令和 2 年 1 2 月 9 日（水曜日）第 1 号

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	行政報告
日程第 4	一般質問
日程第 5	議案第 37 号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6	議案第 38 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
日程第 7	議案第 39 号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 8	議案第 40 号 令和 2 年度福島町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 9	議案第 41 号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 10	議案第 42 号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 43 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）

◎会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	行政報告
日程第 4	一般質問
日程第 5	議案第 37 号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6	議案第 38 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
日程第 7	議案第 39 号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 8	議案第 40 号 令和 2 年度福島町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 9	議案第 41 号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 10	議案第 42 号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 43 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）

◎出席議員（10名）

議 長	1 0 番	溝 部 幸 基	副議長	9 番	平 野 隆 雄
	1 番	花 田 勇		2 番	佐 藤 孝 男
	3 番	平 沼 昌 平		4 番	木 村 隆
	5 番	川 村 明 雄		6 番	杉 村 志 朗
	7 番	藤 山 大		8 番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	川 合 力 哉	会 計 管 理 者	西 田 啓 晃

町民課長兼吉岡支所長
建設課長
福祉センター次長

福原貴之
紙谷一
(石岡大志)

福祉課長
認定こども園福島保育所園長

鍋谷浩行
吉能佳織

教 育 長 小野寺 則 之

事務局長兼給食センター所長

石 岡 大 志

代表監査委員 本庄屋 誠

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 阿 部 憲 一
議会事務局主査 中 島 和 俊

議会事務局議事係長

福 井 理 央

(開会 9時58分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和2年度定例会12月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

11月25日開催の第64回町村議会議長全国大会は、新型コロナ異常発症下、都道府県役員中心の異例の開催となりました。

今年度のスローガンとして、新型コロナウイルス感染症対策の徹底、新たな過疎対策法の制定、地方交付税等の一般財源総額の充実確保、議会の機能強化及び多様な人材確保、地方創生の実現による地域活力の再生、地域の実情に沿った分権型社会の確立等を掲げ、令和3年度予算編成・施策策定にあたって、具体的な29項目の要望を決議。持続可能な地域社会の確立を目指して、「地方創生」を実現させるとともに、地域が抱える諸問題解決に向け、情報社会から、来るべき時代における様々な可能性を受け入れる体制整備を進めていく必要があるとし、新たな時代における町村議会のあるべき姿を求めて、我々議会人が、一致結束して、果敢に行動していくことを誓うと宣言しております。

「議会の機能強化、多様な人材確保の環境整備」についても、地方議会議員の位置付けの明確化、議決事件に係る政令基準の廃止、厚生年金への地方議会議員加入、兼業禁止の緩和、休暇・休業・復職制度の整備、議会費に係る財政措置の充実、主権者教育の推進、統一地方選挙の再統一等13項目の実現を目指し特別決議をしております。

福島町議会としても、宣言・決議の主旨をしっかりと受け止め、厳しい状況を勘案し、より一層研鑽に励み、活発な議会活動を推進していかなければなりません。

師走となり、寒さも一段と厳しくなってきました。出席者各位には、お体ご自愛の上、本12月会議もまた、活発な討議が展開されますことを期待し、議事運営に協力をいただきますよう、お願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和2年度福島町議定会12月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会12月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、定例会12月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の新聞報道によりますと、政府は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、約30兆円規模の第3次補正を閣議決定し、地方創生臨時交付金の追加や国土強靱化など、令和3年度予算と連動した15か月予算として一体的な編成をすることとしてございます。

さて、今年1年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の対策に終始した1年であったような気がしてございます。そのようなことで、例年、東京都に全国の首長が一堂に会して開催される、全国町村長大会につきましても、都道府県の代表による大会となっており、その大会におきまして、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議がなされ、さらにコロナ禍、コロナ後の社会を見据えた町村からの日本再生に関する特別決議がなされてございます。

新型コロナウイルス感染症の状況が厳しさを増しておりますが、町では先般、第12回新型コロナウイルス対策本部会議及び新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議を開催し、集中対策期間の延長等を決定するなど、年末に向けて予防対策の徹底を図ることを確認したところでございます。

なお、このような状況を考慮し、年明けに行っておりました、消防団の出初式及び三者合同の新年交礼

会につきましては、中止をすることとしたところでもございます。

さて、町内の前浜の状況についてですが、先の議会で漁協等への支援をお願いいたしましたけれども、依然、厳しい状況となっております。11月末の地元の水揚げ額が8億5千万円ほどで、昨年の同時期に比べ2億5千万円ほどの減少となっております。計画額に対する達成率も87.2パーセントと、目標を大きく下回っております。ただ、今年はイカの不振が続く中であって、管外の水揚げが昨年を1億3千万円ほど上回ったと伺っております。浜では、来年に向けた養殖昆布の種付けが既に始まっておりますので、来年の収穫に期待を寄せているところでございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず、福島町国民健康保険税条例の一部改正となっており、国の地方税施行令の一部改正により、被保険者に係る所得等の見直しによる一部改正となっております。

次に、第5次福島町総合計画の変更についてですが、例年行っておりますローリング作業に伴う変更となっております。

また、福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、町内全域をカバーするために光ファイバーを敷設するための変更となっております。

なお、補正予算は、一般会計及び各特別会計の補正予算が4件となっております。一般会計の補正予算の主なものにつきましては、まず、歳出において、ふるさと納税の額が大幅に増加しており、これに係る関連予算として、ふるさと応援基金運営費及びふるさと応援基金費を増額しております。その他マイナンバーカード普及促進に関する経費及び福島幼稚園入所児童の増による施設給付費負担金の増額となっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に関しては、各項目において、財源振替を行っております。歳入につきましては、ふるさと納税に関する寄付金の増及び歳出におけるマイナンバーカード等に係る経費に対する国庫補助金等の増並びに渡島西部事務組合に係る前年度負担金の精算還付金となっております。

そのようなことで、この度、ご審議いただく案件につきましては、条例の一部改正が1件、計画の変更が2件、補正予算が4件の計7件の案件のご審議をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番平沼昌平議員、4番木村隆議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和2年度定例会12月会議の開会に際し、去る12月2日に開会いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、12月会議の審議日数については、本日から12月10までの2日間を予定いたしましたので、

議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会 1 2 月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

2 番佐藤孝男議員。

○2 番（佐藤孝男）

それでは、4 ページをお開きください。

1 2 月 4 日開催の渡島西部広域事務組合の第 3 回定例会の内容を報告いたします。

説明は、主な内容といたしますので、ご了承ください。

1、定例会では、条例の一部改正や補正予算など計 4 件の議案を審議いたしました。

2、行政報告は、車両火災に係る報告であります。

1 1 月 1 8 日、松前町赤神地区の国道で、単独の車両火災が発生しました。地元消防団員の早期消火活動により、人的被害はありませんでした。

次に、5 ページです。

審議した議案の内容について。

承認第 1 号、専決処分の承認です。人事院勧告に基づく期末手当の引き下げについて、条例改正が必要になったことから、専決処分で条例を改正いたしました。

議案第 1 号、職員の給与条例の一部改正です。北海道からの防災航空隊員の派遣要請に基づき、松前消防署職員 1 名を 3 年間派遣することに決定いたしました。勤務地となる札幌市は、人事院規則で地域手当の支給対象地となっていることから、条例に地域手当を規定いたしました。

議案第 2 号は、火災予防条例の改正です。関係省令の改正により、電気自動車等の普及拡大のため、急速充電設備等の全出力の上限が拡大されましたので、条例を改正しました。

議案第 3 号、補正予算（第 4 号）です。期末手当の引き下げ等により、1 6 8 万 3 千円を減額し、総額を 1 5 億 8, 1 1 3 万 3 千円といたしました。

いずれも原案どおり可決なされました。

なお、詳しい内容については、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第 3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和 2 年度福島町議会定例会 1 2 月会議の開催にあたり、定例会 1 1 月会議以降の行政報告を申し上げます。

まず、1 点目の各種全国大会への参加及び要請活動の状況について。

1 1 月 1 9 日に東京都で開催された全国治水砂防促進大会及び北海道「命のみち」づくりを求める東京大会へ参加するとともに、国土交通省幹部との道路行政に関する意見交換に参加をいたしました。

意見交換会の中で、渡辺官房審議官の講話があり、国土強靱化の取り組みの着実な推進を図るためにも防災・減災、国土強靱化のさらなる 5 年間の延長が必要であると述べております。

大会終了後、道路予算の確保及び高規格幹線道路等道路整備促進並びに治水関係事業要望のため、上野北広島市長と工藤稚内市長と共に道内選出国會議員並びに事業関係の國會議員に対して、要請活動を行っ

てきたところでございます。

また、11月20日には、全国過疎地域自立促進連盟の第51回定期総会及び新過疎法制定実現決起大会が開催され、コロナ禍の中にも関わらず多くの首長並びに議長が参加され、令和3年3月をもって失効される「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる新たな過疎法の制定を強く求めることを総意で決議しております。

続きまして、各課所管事項について、ご報告をさせていただきます。

1点であります。建設課の所管事項について。

当町の空家対策については、平成27年12月施行の福島町空家等の適正管理に関する条例に基づき、適正な管理に努めておりますが、条例の施行以来、これまで補助制度を活用して4年間で75件の自主的な解体が行われております。

今年度は、21件の申請があり、うち10件がすでに解体を終え、補助金を交付してございます。

また、11月25日に福島町空家等に関する審議会を開催し、倒壊の恐れのある危険な空家に関して審議をいただき、これまで指定した2件の特定空家に加えて、新たに5件の特定空家の指定の承認をいただいております。

なお、すでに特定空家に認定している2件に関しましては、1件が来年度中に補助制度を活用し、解体する方向で協議が進んでおります。また、残りの1件につきましては、現在、代執行に向けた手続きを進めており、年度内の解体を予定しているところでございます。

町の主な主催事業並びに行事等につきましては、別途記載をしてございますので、参照いただきたいと思います。

以上で、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和2年度福島町議会定例会12月会議の開催にあたり、定例会11月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、幼児教育、学校教育。

（1）小学校の学校選択制の結果について。

令和3年度新入学生の保護者から希望申請書を取りまとめ、教育委員会において希望の是非を決定し、10月12日付けで保護者に対して希望申請許可書を送付したところであります。

通学区域の変更を希望した新入学予定児童は18名中3名で、吉岡地区で4名のうち3名が福島小学校を選択しております。

これにより令和3年度の児童数について、吉岡小学校は新入学生1名、全校児童で9名、福島小学校は新入学生17名、全校児童で85名となる見込みであります。

なお、吉岡小学校については、児童数の減少により事務職員と養護教諭が未配置となる予定であります。

2、芸術文化・文化財について。

（1）町民芸術鑑賞会について。

11月15日、総合体育館において令和2年度福島町町民芸術鑑賞会を開催しました。これは、中止となりました敬老会と町民文化祭の代替として、新型コロナウイルス感染症予防に配慮しながら町と教育委員会の共催事業として行ったものです。

午前の部では、函館市の「ル・ラピス」のバイオリン・カルテットと福島中学校吹奏楽部の演奏、午後の部では、江差町の民謡歌手、木村香澄さんによるミニコンサートが行われ、午前・午後、合わせて約150名が、息の合ったハーモニーや迫力ある唄を堪能し、芸術文化の秋を満喫していました。

以上で、令和2年度定例会11月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、2名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

質問事項、高齢者の健康増進に伴う雇用意思の実態調査と娯楽について、町長と教育長に質問します。

福島町では、産業課商工観光係において求人及び求職の申し込みを受けて情報を紹介する「福島町無料職業紹介所」を開設しています。求人・求職の範囲は、当町に住んでおり、当町への移住・定住を検討されている方、当町の企業への就職を希望される方、そして、求人するものとして町内外の企業としています。

一般的な求人対象は、生産年齢者（15歳以上65歳未満）であると思います。しかし、労働の意思と能力を持っているといわれる65歳以上でも働きたいと願う方々の声をよく聞くことがあります。例えば、庭木の剪定、襖・障子張り、公共施設管理、受付、公園清掃、除草（草刈り）、墓地清掃など軽微な作業においても対価を頂き、求職したい方々がいます。一方で、軽微な作業を有料でも依頼したい高齢者もいると聞きます。その様なことから、一度、65歳以上から男女問わず働く意欲のある方々の調査をされてはと考えます。一方で、軽微な作業を求める方々が、どの程度、どの様な仕事を依頼したいのか四季を通して調査することも検討されてはと考えます。これにより、高齢者の働く意欲と健康増進の相乗効果も期待できるものと考えます。いわゆるシルバー人材センターに類似した組織はできないか伺いたいです。

また、独り暮らしの高齢者の中には月に1、2回程度カラオケを楽しみたいと思っている方もおります。別に優劣を競うことでなく、ただ素直にみんなの前で歌を楽しみたいとの要望もあります。町で送迎バスや会場の提供・準備などをし、社会教育の一環として計画・検討できないか伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問に、お答えいたします。

1点目の65歳以上の男女を問わず働く意欲のある方々の調査をされてはとのご質問ですが、日本の人口が減少傾向にある中、雇用の確保が大きな問題となっており、当町においても漁業及び水産加工業など多くの分野において人手不足の状況があります。

このような中で、一線を退いた65歳以上の方々は、過疎化が進む当町においても貴重な人材であり、町では、毎月、広報配布時に併せて求人広告の配布や各事業主がそれぞれ必要に応じて求人の周知を行っているところであり、現時点で改めて、町として町民に対する労働力調査等を実施する必要はないものと考えております。

2点目のシルバー人材センターに類似した組織についてですが、町内においては、平成12年に民間による「福島町高齢者事業団」が組織され、平成13年から平成18年にかけて北海道及び町の補助金を活動資金として、活動した経緯がございます。

なお、当時の活動内容は、高齢者の方々がそれぞれ持っている技術や能力を生かし、自らの生きがいの充実を図るとともに、地域住民の福祉の増進に寄与することなどを目的とし、臨時的な住宅周辺の除草や除排雪など様々な分野で幅広く活動されておりましたが、平成20年に組織が解散されております。

このような状況下にあって、町では、高齢者や町内の要望を受ける形で、平成25年度に福島町高齢者等屋根雪下ろし及び除排雪費用助成事業実施要項を策定し、自力で屋根の雪下ろしや除雪を行うことが困難な高齢者世帯等に対し費用の一部を助成しており、その作業にあたっては、町内会の協力をいただき65歳を超える方々にも作業に従事していただいているところであります。

そのようなことから、町では、これまでの経過を総合的に鑑み、現制度を有効に活用していただくことで要望を充足しているものと判断しております。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

小鹿議員のご質問に、お答えします。

高齢者の健康増進にカラオケを社会教育の一環で計画できないかというご提案でございますけれども、高齢者学級事業の中で、福祉センターを会場に10年程続けてカラオケ教室を実施してきたところであります。

しかし、参加希望者は、町内のカラオケサークルに所属している方がほとんどであることから、平成30年度以降は、実施を見合わせております。

現在、町内では4団体のカラオケサークルで、約50名の方が歌を楽しみながら交流しており、例年ですと春のチャリティーカラオケ大会、秋の町民文化祭、冬の温泉感謝まつりなどで披露されていますが、今年3月以降は、新型コロナウイルス感染症予防のため、各行事の中止を余儀なくされているところです。

高齢者学級でのカラオケ教室は、3年程見合わせている状況ですが、要望の声が多いようであれば、来年度以降、関係者とも協議のうえ計画を検討してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

福島町の人口は、約3,800人です。そのうちの65歳以上の方は、約1,900人です。65歳以上の6割から7割は、国民年金生活者だと思っております。国民年金は、2カ月で約10万円です。1カ月にすると、約5万円です。そのために、65歳以上の仕事のやる気がある人には、軽微な仕事の組織を作った方が良いと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今、高齢化率は約50パーセントぐらいで推移をしておりますけれども、ただ、今は以前と違いました、よく敬老会なんか年齢を上げさせていただいたのは、そういうこともあるんですけども、今、70歳、80歳近くでも働いている方が沢山おりますし、元々福島町は青函トンネル工事に従事された方々が今でも全国の地先の方に出向いて働いている方もおります。町内におきましても、今、漁業は養殖昆布がメインでありますので、ほとんど自分で単独でやっている方もいらっしゃいますし、2世帯で従事されている方もおりますので、必ずしもすべからず年金の方々ということの概念はないんだと思ってございます。また、小鹿議員おっしゃるとおり、全国で長寿県と言われる長野県などの例を見ますと、やはり特定の職業でなくても、例えば畑を耕すとか、色んなことを活動していくことによって健康寿命が延びているという例もありますので、そういった意味では、町内ではある程度、先ほど言いましたとおり、反対に人手不足の方が今のところはあるのかなと。養殖昆布であっても、例えば我々が今お願いしているヤマザキさんであっても、例えば千軒の北雄工業さんでも、働く気がある方については、それなりの就労場所というのはあるんだと思っています。ただ、やはりその方々の中で一線を退かれた方で、しっかり働きたい方、また、今、小鹿議員が言っているように、少し身体を動かしながら対価を求める方という色んな方がいるんだと思ってございますので、そういったところについては、また色々その需要を聞きながら判断すべきだと思ってございますけれども、ただ、町内においては、今、意欲があって働きたいという希望の方は、それなりにそういった場所は提供されるのかなという風に思っておりますので、その中でしっかり活躍していただければなという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

教育長、良い回答をいただき本当にありがとうございます。コロナが終わってから、またご相談したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

国勢調査の結果を受けて、そして、インターネットの利活用は。

町長に質問いたします。

国勢調査の調査期間が10月20日で終了しております。当町の調査回答率が渡島西部四町で3番目と新聞等で報じられております。特に、2015年から導入されたインターネットによるオンライン回答率では最も低い状況になっております。

この結果を受けて、当町として、どの程度問題意識を持っているのかお伺いしたいと思います。

また、地区によっては高齢者の割合が多く、自宅から郵便ポストまでの距離があるなどの事情で調査員の回収がメインになっているところもあると聞いております。当町の場合、どのような体制で町民に周知したのかお伺いいたします。

当町としては、今後、光ケーブルを利用してインターネットの普及率を100パーセントにしようとしている現状から、今後の町政運営に対して、町民とともにその利活用をどのように向上させていくのかお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問に、お答えいたします。

1点目の国勢調査のインターネット回答が低いことに対する問題意識についてであります。全国的な傾向として、高齢者のインターネット回答率が低い傾向にあり、当町の高齢化率は約50パーセントと高く、高齢者世帯におけるインターネット環境整備が進んでいないことが考えられることから、回答率の低さに影響しているものと推測されます。

なお、国勢調査自体は特段の問題もなく無事終了したところであり、インターネット回答の試みは、この度が全国規模では2回目の実施であることから、次回以降はさらに利用が増えるものと考えてございます。

2点目の町民に対しての周知の方法についてであります。調査員が担当調査区内の全ての世帯に対して調査書類を配布する際に、町民及び調査員の安全・安心を確保するとともに新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から双方の接触機会を低減するため、調査の回答については、インターネット回答の奨励及び郵送による回答についても可能となっている旨、個別に調査世帯に対しこれらの協力をお願いしたところであります。

3点目の今後の町政運営に対して、町民とともにその利活用をどのように向上させていくのかについてであります。町では、先の補正予算において、すべての町民が「誰でも」、「どこでも」、インターネットを利用できる環境整備を図るため、整備主体となる民間事業者に対して事業が円滑に推進できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、整備費の一部を負担することとしております。

国においても、デジタル庁の設置など、将来に向けたデジタル化の取り組みを加速しており、今後の国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えているところであります。

町では、その基本となるマイナンバーカードの普及に力を入れ取り組んでおり、少しずつではありますが交付率も向上しており、高齢者等へのさらなる普及に努めてまいります。

なお、町の過疎化、高齢化が進行する中で、将来的な方向性として、高齢者の見守り等の福祉サービスへの活用や窓口サービスの迅速化及び効率化につながるものを目指してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

再質問させていただきます。

ご答弁いただいた中で、確かに高齢化率が50パーセントを超えており、ネット環境が定着していないと。これはおっしゃるとおりだと思います。それで、函館新聞等の記事によりますと、確かに全国的にはネット回答率が39.5パーセントに止まっていると。当町の場合は14.4パーセントになっていると。これは最終的に、町でどの程度のネットの回収率、それから郵送の回答率、どの程度で押さえているんでしょうか。私が資料として使わせていただいた函館新聞の記事によりますと、松前町は、ネットで15パーセント、郵送で17.9パーセント。福島町は先ほど言いましたように、ネットで14.4パーセント、郵送で41.8パーセント。知内町は、ネットで20.7パーセント、郵送で54.3パーセントとなっ

ております。木古内町にあっては、ネットで15.9パーセント、郵送で45.3パーセントとなっております。その中で、函館市なんかはもっと高いんですけども、かなり気合を入れて回収したと聞いております。その中で、最終的に福島町、この記事のとおりパーセントで収まったのか。その辺の確認をできればお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

当町のインターネット、それと郵送の回答でございますけれども、ネットの回答が14.4パーセント、郵送の回答が43.3パーセントでございます。1つここでご説明申し上げたいんですけども、この回答率につきましては、分母となる数字が平成27年度の調査世帯。これを分母として回答があったものを除しておりますので、これは先ほど平沼議員申し上げました、他の町村の部分もすべてそういった回答率で出しておりますので、まずそういった状況にあるということ。それで、今年の場合につきましては、これから世帯数が確定されますので、その確定したものと回答者数を除すると、若干この数字から変動があるということになります。

以上です。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

この変動があるということは、まださらに下がるということになりますね。どうなのでしょう。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

逆に上がると思います。というのも、平成27年度の世帯数の方が多いわけですから、今回の調査と比べると、今回の調査の世帯数の方が少なくなっておりますので、そういったことから言うと、若干パーセンテージが上がるということになります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

それで、この回答を受けて、若干変わるとは言うものの、43.3パーセントという郵送。それから、ネットに関しては14.4パーセントという風に押さえている中で、それで、町長の答弁で、2015年よりこのオンラインが今回で2回目なんですけれども、この3回目に向けて、利用が増えるであろうというご答弁をいただいているんですが、その根拠はなんなのか。ただ単にインターネットの環境が整うからなのかということなんですけれども、お聞かせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まず1点目として、今回、予算いただきました、まず環境が整うということが第一であります。あともう1つは、今、高齢者の方々は、これまでそういった環境に馴染んでいない方が約5割とは言いませんけれども、3割、4割方なかなかそういったものに不慣れな方がいらっしゃると思います。ただ、今は比較的高齢者の方でも携帯だったり、色んな形でこれからネット環境に触れていく。また、今、40代、50代のそういった環境の方々が、今度だんだん高齢化していくわけでありまして、全体として、これまでそれらに触れられない方が少なくなっていくって、触れている方々が比率として多くなるという構図になっていますので、そういったことを考えると、早晩、増えてはいくのかなと。そしてまた、今、国辺りも2030年ぐらいを目途にデジタル化を積極的に進めるというお話をしておりますので、例えばマイナンバーカードが当たり前のよう普及されますと、今度そういったものを使いながらの生活が日常化していくこととなりますので、5年に1回の国勢調査にあっても、比率としては高くなっていくのではないかなと思ってございます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

これはあとでネット環境の整備ということで、また話することになると思いますけれども、今、町長が言ったように、40代から50代の人というのは5年ぐらい経ってもまだ若者の分類で、我々が一番高齢者になるわけで、その我々が今こういう物を使っていてやっていけば良いんですけれども、まだそういう使える記憶があるうちはいいんですが、70、75、80になった時に、自分の名前も分からなくなるような状況も発生するわけですが、まず、そういう環境を町もつくっていかなくちゃならないということだと思うんです。それは、あとでもう一回したいと思います。

それで、この国勢調査の在り方というものについて、果たしてこの全体の回答率が、先ほどネットの回答率と言いましたけれども、今度は全体の回答率がということで、これで良しとするのか、こんなものだという風に感じていくのか。その辺の捉え方について、お伺いしたいと思います。例えば、各地区によっては全回収という所もあったでしょうし、自由的に郵送したりとか、ネットに関しては、誰が、どこで、いつやっているかも分からないわけですが、そういうような回答に対して、どこまでその10月20日までの期間中に当町として調査員の方々と、調査をお願いする調査員が行く前に、ある程度話もしなきゃならないでしょうけれども、その途中経過の回収率をある程度判断できたのか、できないのか。もし、できたとするならば、どこでその回答率を向上させていく努力義務をしているのかということについて、まずお聞きしたいなと思います。その前に、この国勢調査の回答率の是非。当町の場合は56.2パーセントぐらいになる、半数以上になるということについて、それで良しとするのか、悪いとするのか。他町に比べて、こんなものだろうという意識感覚で行くのか。その辺の考えを聞きたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

国勢調査につきましては、私も何度も経験したことがありますけれども、5年に1回の調査ということで、これがすべからく色んな形で町の人口の基盤となって報道されていくことになりますので、我々、携わった時は、ほとんどもう調査員が圧倒的に回収してくるということでしたけれども、やはり色んな個人情報なり、そういったものが絡む調査が中には出てきますので、やはり郵便で直接回答するという方が今は随分増えているんだなという風に、私もこの数字を見て少し思っていましたけれども、我々が経験した時は、もう9割方ほとんど調査員が回収して、その家を訪ねて行って、次の日にもう1回収してくるというのが定番だったのかなと思っていますので、それから見ると、大分やはりその個人情報なり、そういったものが個々の町民の中に定着して郵便で出す方。働いている方々も特に、わざわざ調査員に来ていただくのを面倒くさがるというわけではないんですけれども、郵便で出す方も多いという風に聞いていますので、そういったものを考えると、自分が経験した時から比べると随分様変わりしているのかなという風に思っていますので、これが多分、平沼議員おっしゃるとおり、今度、直接調査員が携わる部分がだんだん減ってくるのかなという気はしています。ただ、やはり我々、過疎地でありますと、常に高齢者の方々が5割を占める中で、この調査で関わるのが良いかどうかは別にしても、高齢者の見守りとか色んな形で、やはり声かけなり、そういったことの必要性はあるんだという風に私常々思っていますので、あまり機械化されて、なんとなく触れ合いがない中で調査が進むのも如何なものかなという気が私はどちらかと言うとしてございますので、このぐらいの数字が妥当な線なのかなと思っていますし、今、郵便が4割、5割になっていくんだと思いますが、多分その分がインターネットに変わっていくのかなという気がしてございますけれども、直接、今、行われているところについては、そこまで急激に数字的には減っていかないのではないかなという気がしてございますので、回答になったかどうかあれですが、私としては、そういう感想を抱いているところであります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時47分）

（再開 10時47分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

今、町長の答弁が、例えば高齢者の見守り的なものを踏まえて考えるのであれば、やはりプライベートというよりも、戸別訪問をする際の1つのパーツとしても、この国勢調査をすることによって回答率が上がっていく。このように思うんですね。一方では、町長は、高齢化率が50パーセントで、インターネット環境がまだ整備もできていない、また、それに不慣れな方もなっていく。この答弁の中でおっしゃっているのが、またさらにインターネット回答の奨励と、郵送にする回答を増やしていきたいと。同じ手法でまたやっていくということなので、私はもう少し。町長達がやっていた頃の回収率をもっとそのように高かった。住民意識も、その国勢調査というものがどういうものなのかというものに対しての意義というものも、例えば分かりやすく言えば、衆議院の区割りにも使われているわけですし、当町の少子高齢化対策とか、そういうものにも使われる数値です。様々なものに使われると思っていいんでしょうけれども、その必要性を感じてもらえなかったのかなと思うんですよ。それで、何につけても、この国勢調査の数値というのが、これは私の性格的な問題かもしれませんが、こういう風に記事が出ると、どうしても数字が先行してしまいますよね。だから、福島町はこのぐらいで、松前町はこのぐらいで、知内町はこのぐらいで、木古内町はこのぐらいだと。福島町も随分と回答率悪いなという感じで捉えられる面も出てくると思うんです。これは、平成27年の前回の数が分母がどうこうじゃなくて、今回の場合に関して、この数字が出てくる。それが極端な言い方をすると、他町と比較されることによって、私は、町民の勤勉性というか、そういうものも問われるような、これは私の考えですね。勤勉性が問われるんでないかなというものが感じられるわけなんですね。それと同時に、鳴海町政として、町民にこの国勢調査の必要性というもの、また、調査員の方々にその必要性を説いて回収率を上げるという努力義務がなされたのか、なされていないのか。このものの考え方について、お聞かせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

数字については、私も平沼議員と似たようなところで、常に新聞を見ていて、数字が低かったりすると他町と比べてどうなのかなと。特に今回の場合、特交の交付のやつがありましたけれども、うちが極端に低い状況の中で、そこには当然、理由があるわけでありましてけれども、ただ、今回の中でも4町を比べて押並べて数字を見させていただいておりますが、少し高いのは知内が20パーセントぐらいで、あとは大体14パーセントから15パーセント。多分、知内町さんはいち早くネット環境を揃えているという中で、少し比率が高くなっているのかなという気がしております。

それで、国勢調査につきましては、我々も調査員の方々に辞令交付なり色々説明会をしていく中で、その意義というものは担当の方からしっかりお話をさせていただいて、平沼議員おっしゃるとおり、例えば地方交付税の基盤となる人口なども、この国勢調査が採用されますので、そういったものの説明は担当の方からしっかりしていただいていると思ってございます。ただ、4年に1回の調査でありますので、色んな形で調査員も変わってはいますけれども、なるべく前回やられた方については引き続きやっていただくという形で、多分うちの方の担当も努力をしながら、もうされている方は何度もしている方もいらっしゃいます。ただ、こういった時世でありますので、初めてやられる方もおりますので、そういった方々については、しっかり説明をさせていただいているのかなと思ってございます。ただ、少し地域にあっては、そのインターネットの比率も、その数字が本当の生の数字なのかなというのも少し疑問なところがありまして、聞くところによると、例えばネットで回答できる方々が、極端にいくと都会の息子さんが田舎のおばあちゃんの所の回答をネットで答えることも可能だということも少し聞いたりはしてございますので、そういった意味では、必ずしもこのデータが生数字なのかどうかというのは、私としては少し疑問を持っている点もあります。ただ、そうは言っても、これからそういう時代に変革と言いますか、変わっていきますので、そのところについては、しっかり我々としても対応するところについては対応していくべきではないのかなという風に思っておりますので、次回に向けて。また、今回のさっき言った平沼議員のその回収率ということが、全体的な回収率を問うているのか、その辺も少し私理解不足のところもありま

バーを使うということになりますので、町として、すべからずそれを強制することはできませんので、ただ、私は福祉担当の時も実は高齢者の方、回答の中にも答えさせていただきましたけれども、この見守りをネットを使いながら、都会の方々と高齢者と役場が三者でできないかということを模索したことがございます。ただ、その時はまさに、そこの高齢者宅にそういった基盤がなくて、町としてはやりたかったけど、当然、個人負担が伴いますので、それはできなかったという実情がございまして。環境はできますけれども、やはり町で事業をする場合であっても、町が全額負担をすれば別でしょうけれども、なかなかどうしても個人負担というものが通信料なり色んな形で発生しますので、色んなシステムを作るにあたっても、その辺も考慮しながら作っていかないと、せっかくシステムを構築しても広がり少なく、生きた政策にはならないんじゃないのかなと思ってございまして、そここのところについては、我々が一番身近な中で効率の良いシステムをどう作るかというのは、まさに課題でありますし、今、平沼議員おっしゃるとおり、庁内の中でそこまでしっかり議論できているかと言えば、まだそこまで至っていないのが現実であります。ただ、今回の補正の中でも相当な予算をいただきましたので、町としては、今後、総合計画なり色んな計画の中で、そういったものを活用できるようなものを庁舎内、さらには各団体を含めて、全町的な議論ができるような、そういったものを構築できるような形を町としても今後検討していく必要があるんだという認識は持っておりますので、そこについては、現段階では持ち合わせてはおりませんけれども、今後の中で今日いただいた意見も踏まえながら、町としてしっかり活用できるようなものを、これから考えていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

これからの話になってくるんでしょうけれども、まず第一にやらなきゃならないのは、これだけの環境整備が整うということは、やはり大変有り難いことだと思います。でも、まず第一にやらなきゃならないのは、この行政の中でネット環境をようやく整えることができた。それから、町内のネット環境も整えることができるということを考えて、まず、この庁舎内、役場職員の皆さんの仕事の内容をどう効率化できるようになるのか。そういう環境を早く作るのか。もう既にできているのか。できてないと思うんですよ。各課それぞれ例えば別のソフトなりアプリなり使って対応していることだと思います。それを統一化していくとか、それから先ほども町長言いましたけれども、せっかく入れるわけですから、町民の方々はやっぱり経費節減というものに対して興味を示してくると思います。これだけの環境整備をして、どれだけの経費がこの庁舎内で節減されていくのか。その費用対効果もやはりきちんと明確に見えるような形にしていかなきゃならない。まして、そればかり考えていないで、作業の正確性とか、安全性とか、それから継続性とか、このネット環境に振り回されないで、やはりそういう正確性とか、そういうものに関して絶対の力を付けていかなきゃならない、訓練していかなきゃならない。そういうものが国から言われた後によいドンでやるんじゃなくて、今やれるものから手を付けていかなきゃならない。このように私は思うんです。それと同時に、庁内のネット環境がせっかくできるわけですから、例えば災害の避難所とかになるような大型施設に関しては、どこでも情報を得る、お互いにまた情報共有ができる環境づくり。これはWi-Fiの設置とか、そういうものが必要になってくると思うんです。そういうものに対して、具体的に分かりやすく町民に教えることも、また、知っていただくことも私は行政の務めだと思うんです。それがあって初めて、誰でもどこでもというネット環境があって、福島町はそれで情報共有を町民の方々としていますよという環境づくりを、今からでもやれるところからやっていくべきだと思うんですけれども、それを最後の質問として、お答えいただければと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

確かに光ファイバーを引くことによって、色んな意味で事務の効率化を図っていくのは当然でありますけれども、ただ、我々としては、今その光ファイバーを全域に敷設していただくものとしては、個人がしっかり利用する体制をまず整えたということで理解していただきたいという風に思っております。やはり個人が色んな形で、これから仕事なり趣味の世界も含めて、光ファイバーを利用される方が住民等しく誰でもできるような環境をまず整えさせていただいたと。その中で、当然、一番やはりそういったものを

活用する機会の多い行政が、それをさらに進化させていって事務効率なり住民サービスの中で、そういったものを展開していくのは当然ではないのかなと思っています。

ただ、国に先駆けて、いち早く自分らで考えろということなんだと思いますけれども、なにぶん我々どうしてもそういったものを事業展開するにあたっては、相当な予算がかかるということが一般的でありますので、システムを構築するにしても、体制を整えるにしても、そういったものを活用するには、かなりの予算を突っ込むことになりますので、どうしてもやはり国の状況を見ながら、補助金なり色んな制度を活用していくというのも常套手段でありますので、そここのところを蔑ろにして一人歩きはできないのかなと思っています。

ただ、今、色んな形で全国の市町村の例を私も一生懸命ネットなんかで調べさせていただいておりますけれども、モデル事業だったり、色んな形で自分達の考え方を国にぶつけて、それを制度化していくというのが、今、定番になっていますので、私も福祉の時にそういったものに参画させていただいて、構成町のメンバーとして中央の方で少し色んな情報を入手させていただいた経緯がありますので、是非、我々、職員の方にも、これだけの予算を投下して事業として成立させていただいておりますので、まずは庁舎内でしっかり自分の仕事の中で、何が町民に対してできるのか。そして、自分の仕事の中で、これを活用してどう効率化を図れるのか。庁舎の中で少し議論できるようなものを組織しながら、3年、5年かけて、しっかり対応していくべきではないのかなという風に私などはと思っていますので、そここのところについて、今日は本当に貴重な意見をいただきましたので、多分、職員の皆さんもネットの情報で聞いていると思いますので、そういったものをしっかり庁舎内で意識共有、情報共有しながら、来年度予算なり、総合計画の中で、そういった位置付けをしながら、国の情報をしっかり耳を傾けながら、両方向で行きたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時09分）

（再開 11時22分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第37号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第37号 福島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

それでは、議案の1ページをお願いします。

議案第37号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について。

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月9日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の1ページをよろしく申し上げます。

議案第37号関係、福島町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

1の提案の理由について。

令和2年9月4日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除及び公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して不利益等が生じないよう、被保険者に係る

所得等について所要の見直しをすることに伴い、福島町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の内容につきまして、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

次の表は、説明した内容を軽減割合毎に示したものでございます。

軽減判定における基礎控除額を10万円引き上げ及び世帯内の給与所得者等の数に応じた金額を控除額に加算することにより、国民健康保険税の負担水準に不利益が生じないよう、従来どおり軽減措置が受けられるよう改正するものでございます。

なお、今回の改正を行うことによって、49世帯が従来どおりの軽減が適用されることとなります。

3、施行期日等について。

(1) 施行期日について。

この条例は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

(2) 適用区分について。

この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、議案の1ページから5ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、福島町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（平沼昌平）

この今回提案の一部改正について、7割軽減、5割軽減、2割軽減、それぞれ医療給付費分の均等割額とか、それから平均割額は、どの程度になりますか。それぞれ分かっていたら教えてください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

軽減の人数につきましては、7割軽減で357世帯、5割軽減で146世帯、2割軽減で91世帯。これは、令和2年度当初課税6月現在の数字となっております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

すみません。質問の仕方が悪かったみたいで、医療費給付分、それぞれ均等割の1人当たりの年間の金額とか、それから平等割で言えば1世帯当たりの年間の金額。これは令和3年度から実施になるわけなんですけれども、いくらぐらいになりますか。世帯数でなくて。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 11時28分)

(再開 11時29分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

平沼議員のご質問については、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご回答したいと思います。
よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

給付の部分についても資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えします。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 37 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 37 号は可決いたしました。

◎議案第 38 号 第 5 次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第 6 議案第 38 号 第 5 次福島町総合計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

議案の 7 ページをお開きください。

議案第 38 号 第 5 次福島町総合計画の変更について。

第 5 次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第 11 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 9 日提出、福島町長。

第 5 次福島町総合計画（令和 2 年度ローリング改訂版）、後期実施計画・展望計画でございます。

議案の 8 ページから 19 ページにつきましては、後期実施計画に係る変更前と変更後の対照表となっております。

別冊 3 につきましては、変更後の後期実施計画となるものでございます。

内容の説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊 2、議案説明資料の 2 ページをお開きください。

議案第38号 第5次福島町総合計画の変更について。

1、変更の目的について。

令和2年度福島町議会定例会9月会議において議決されました本計画につきまして、令和2年度のローリング作業に伴う変更及び今般の新型コロナウイルス感染症対応等により、令和2年度の事業内容に変更が生じたため、第5次福島町総合計画における後期実施計画の一部を変更するものでございます。

2、後期実施計画の変更について。

後期実施計画につきましては、事業件数が142件、事業費の総額が55億7,090万円となっているものに、新規事業を5件、事業費が4,400万円の増額、変更の生じた25事業に係る事業費を2,460万円減額し、総事業費を55億9,030万円に変更するものでございます。

なお、財源の主な内訳につきましては、国・道支出金が1,420万円の増額、地方債が80万円の増額、その他財源が4,890万円の増額、一般財源が4,450万円の減額となるものでございます。

(1) 総事業費等の変更については、ただいまご説明したものを表にしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

(2) 変更区分の概要についてでございます。

それぞれ変更理由毎に整理した内容となっておりますので、ご確認いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

(3) 施策体系別の変更について。

こちらにつきましては、施策体系別に基本方向の項目別における変更の内容を整理したものでございますので、ご確認いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

(4) 事業費等に変更が生じた事業についてでございます。

上段の事業名が、新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業。変更の内容につきましては、事業費の見直し及び本格販売開始による財源の変更でございまして、令和3年度事業費を1,300万円の減額、令和4年度1,600万円減額、令和5年度1,600万円の減額で、総事業費が4,500万円の減となるものでございます。財源としては、その他ということで、販売収入を1,080万円増額したものでございます。

中段のみなと交流館屋根改修事業、それと、下段の福島漁村環境改善総合センター屋根改修事業。こちらにつきましては、どちらも財源を見直ししたものでございまして、一般財源から公共施設維持保全基金を充当したものでございます。総事業費の変更は、2つの事業ともございません。

次のページをお願いいたします。

上段の漁業生産基盤安定化事業でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、変更の内容としましては、魚価低迷による福島吉岡漁業協同組合の水揚げ金額減少に対する経営基盤安定化を図るための支援金の事業を追加するものでございます。令和2年の事業費を500万円の増額、総事業費も同額の増額となるものでございます。

次の町有林造成事業につきましては、説明を割愛させていただきます。

下段の残滓減量化施設整備事業でございます。変更の内容につきましては、令和4年度の事業内容に設計、施設建設を追加したものでございまして、事業費の増額に変更はございません。

次のページをお願いいたします。

上段の地域経済緊急支援事業でございます。こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症対応事業としまして、変更の内容としましては、町内商店等での消費喚起促進を図るための年末抽選会実施に係る福島町商工会への補助金を追加したものでございます。令和2年度事業費320万円の増でございまして、総事業費も同額の増となるものでございます。

中段の横綱の里づくり事業。変更の内容につきましては、コロナ禍の影響により九重部屋夏合宿が今回中止になったことにより、事業費を減額するものでございます。令和2年度事業費を270万円の減額とするものでございます。総事業費も同額の減となるものでございます。

下段の事業名が、道の駅再整備事業でございます。変更の内容につきましては、こちら当初、令和3年度に予定したものを令和4年度へ事業年度を見直ししたものでございまして、総事業費に変更はございません。

次のページをお願いいたします。

上段の冬の生活支援事業。変更の内容につきましては、高齢者等生活支援事業、こちら新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますけれども、こちらへ事業振替をしたことによる減額となるものでございます。令和２年度事業費を５００万円の減額で、総事業費も同額の減となるものでございます。

中段の事業名が、生活支援ハウス改修事業でございます。変更の内容につきましては、事業実施年度を見直したものでございまして、令和４年度の事業を令和３年度へ前倒しするものでございます。これによりまして、総事業費の変更はございません。

下段の事業名が、塩釜地区配水管移設事業でございます。変更の内容につきましては、北海道が事業主体となっています工事の実施年度の変更に伴う移設年度の変更でございます。令和２年度事業費を６００万円の増、令和３年度事業費を２，２００万円の減、総事業費が１，６００万円の減となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の事業名が、浄水場施設設備更新事業でございます。変更の内容につきましては、美山浄水場滅菌設備の老朽化に伴う更新を追加するものでございまして、令和３年度の事業費が５００万円の増額、総事業費も同額の増額となるものでございます。

中段の事業名が、町道整備事業でございます。変更の内容につきましては、道路状況変化による事業実施年度を変更したものでございまして、令和３年度が１，９７０万円、令和５年度が１，９７０万円の減ということで、総体の事業費に変更はございません。

下段の各町道舗装補修事業でございます。変更の内容につきましては、こちらも道路状況変化による事業実施年度を見直したものでございまして、令和３年度の事業費を３６０万円の減、令和５年度の事業費を３６０万円の増としまして、総事業費に変更はございません。

次のページをお願いいたします。

上段の事業名が、地域公共交通確保維持改善事業でございます。変更の内容につきましては、地域公共交通計画策定を追加するものでございまして、令和３年度の事業費を３００万円の増、総事業費も同額の増となるものでございます。

中段の地域間幹線系統松前木古内線バス車両更新事業でございます。変更の内容につきましては、こちら当初、令和２年度に支援の予定をしてございましたけれども、今般のコロナウイルスの関係でバス車両の更新が困難となったことにより、更新年度を見直したものでございます。令和２年度事業費を８５０万円の減、令和４年度事業費を８５０万円の増としまして、総事業費に変更はございません。

下段の事業名が、防災・減災対策事業でございます。変更の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策備蓄品購入費を追加したものでございまして、令和２年度事業費を６００万円の増、総事業費も同額の増となるものでございます。

次のページの上段の事業名、普通河川河道整備事業でございます。変更の内容につきましては、河道調査委託業務の追加及び緊急浚渫事業債適用による財源を繰替えしたものでございます。令和２年度から令和５年度まで、各年の起債の事業費がそれぞれ増減となるものでございまして、総事業費が６２０万円の増となるものでございます。

中段の事業名、塩釜地区消火栓移設事業でございます。変更の内容につきましては、防火水槽撤去を追加、それと財源を見直したもので、一般財源から移転補償費に変更したものでございます。令和２年度事業費を３１０万円の増としまして、総事業費が２９０万円増となるものでございます。

続いて、下段の教員住宅改修事業でございます。変更の内容につきましては、令和３年度に予定していた三岳校長住宅改修を取り止めしまして、令和４年度美山教員住宅改修を追加したものでございます。令和３年度事業費を１５０万円の増、令和４年度事業費を２２０万円の減とするものでございます。トータルで総事業費が７０万円の増となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の事業名が、議会映像設備新設事業でございます。変更の内容につきましては、議場内でのタブレットの導入等の議場のＩＣＴ化整備に伴う事業内容を見直したものでございまして、令和３年度事業費を４００万円の増、令和５年度の事業費を１７０万円の減とするものでございまして、総事業費が２３０

万円の増となるものでございます。

下段の町勢要覧作成事業でございます。変更の内容につきましては、今年度、令和2年度に実施予定としてございましたけれども、新型コロナウイルスの影響によりまして、作成年度を令和3年度へ移行するものでございます。令和2年度を360万円の減、令和3年度を360万円の増とするものでございます。総事業費に変更はございません。

次のページをお願いいたします。

事業名が、公用車更新事業でございます。変更の内容につきましては、公用車更新計画を見直したものでございまして、それと事業費を精査したものでございます。令和3年度から令和5年度まで、記載のとおり、それぞれ事業費を増減するものでございまして、総事業費が170万円の減となるものでございます。

下段の事業名、情報系サーバ・業務用パソコン更新事業。変更の内容につきましては、情報系のサーバの更新に係る事業費を追加したものでございまして、令和4年度に710万円の増、令和5年度に440万円の増となるものでございます。総事業費が1,150万円の増となるものでございます。

事業費に変更が生じた事業につきましては25件で、事業費の減が2,460万円の減となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

(5) 新規に登載となった事業についてでございます。

新規に登載となった5事業、事業費4,400万円の増につきましては、このあと個別事業の内容について、政策等調書・総合計画事業進行管理表により担当課長の方からご説明をいたします。

第5次福島町総合計画の変更につきましては、10月12日開催の第3回総合計画審議会及び11月6日付け書面により開催した、第4回総合計画審議会において、ただいま説明いたしました変更の内容及び新規事業の内容について承認を得ているものでございますので、申し添えます。

以上で、第5次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

政策等調書・総合計画事業進行管理表の説明を求めます。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

産業課農林係所管事業の政策等調書の説明をします。

説明資料の18ページをお願いします。

事業計画名、森林環境譲与税活用事業。

現状の認識、森林環境譲与税により、パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保されるので、積極的に森林整備を行わなければならない。

政策等の発生源、対象を未整備森林とし、意図は、未整備森林を適切に管理することを意図とします。

事業計画、森林所有者意向調査を実施し、未整備森林を整備する。また、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発を行うことです。計画額については、令和2年度640万円、令和3年度600万円、令和4年度600万円、令和5年度600万円となっております。財源内訳はその他となっておりますが、森林環境譲与税を基金からとなります。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

説明資料の20ページをお願いいたします。

事業計画名、一般社団法人福島町まちづくり工房運営支援事業でございます。

現状の認識としましては、一般社団法人福島町まちづくり工房においては、岩部クルーズの運航による体験型観光や特産品の開発等を行い、町の観光振興に寄与しておりますが、運営基盤が脆弱であることから、一定期間支援が必要であるとともに、更なる観光支援を図るために事業の拡大を行う必要があると認

識してございます。

政策等の発生源でございますけれども、対象は、一般社団法人福島町まちづくり工房。意図として、一般社団法人福島町まちづくり工房の運営費及び体験型観光や特産品開発に要する事業活動の経費に支援をすることで、運営基盤の整備と町の観光振興推進、交流人口及び関係人口の拡大を図ることでございます。

事業計画でございますけれども、令和３年度から令和５年度までの３か年、まちづくり工房への運営支援を行うものでございまして、計画額でございますけれども、各年度３００万円の定額の支援を考えてございます。令和３年度から令和５年度まで、合計で９００万円でございます。財源は、一般財源を予定してございます。

以上でございます。

○議長（溝部幸基）

次に、鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案説明資料の２２ページをお開き願います。

福祉課所管の政策等調書になります。

事業計画名は、吉岡温泉整備事業になります。

現状の認識は、施設建設後、築２５年が経過し施設の老朽化が著しく、施設の更新が必要となっております。

政策等の発生源として、対象は、全町民です。意図は、町民の健康増進を図るために温泉健康保養センターの維持管理に努めるです。

事業主体は、町になります。

事業計画は、令和３年度に基本計画を、令和４年度に実施計画を策定いたします。計画額は５１０万円、財源は一般財源を見込んでおります。

続いて、２４ページをお願いします。

事業計画名は、国民健康保険診療所小型分包機購入事業になります。

現状の認識は、現在、国民健康保険診療所で使用している分包機は、光銭医師の所有物ですが、老朽化が進んでいることから、町として分包機を購入し設置する必要があります。

政策等の発生源として、対象は、国民健康保険診療所受診者になります。意図は、錠剤カセット機構付き小型分包機を設置することにより、分包作業の効率化と分包誤りの防止等、診療所内における調剤業務を効率化することで、患者への利便性の向上が図られます。

事業主体は、町になります。

事業計画は、小型分包機１台を購入するものです。事業年度は令和３年度で、計画額は３７０万円、財源は一般財源を見込んでおります。

以上で、福祉課所管の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

それでは、２６ページをお願いいたします。

事業計画名、総合体育館高圧設備改修事業。

現状の認識は、総合体育館内の設備においては、電気設備等を含め老朽化が進んでおり、計画的な設備改修が必要であります。

政策等の発生源、対象は、高圧設備。意図は、老朽化に伴う突発的な停電事故を防止する。

事業主体は町で、事業計画は高圧設備改修で、製造から３０年経過しておりまして、今年の４月の点検の中で更新を推奨されております。整備年度が令和３年度で、計画額が１８０万円、財源は一般財源を予定しております。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

7 番藤山大議員。

○7 番（藤山大）

7 ページの地域経済緊急支援事業の部分で、③の地域商店街活性化事業のところでお尋ねしたいと思います。今回、年末抽選会を行うそうなのですが、この会場は総合体育館でやられると思うんですが、総合体育館の収容人数というか、集められる人数はどれぐらい集められるものなのか。

それと、もう1点が、例えばこの人数が集まった段階で、コロナ等の対策はどうされているのか。その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

総合体育館には、アリーナと小体育館、児童遊戯室、ロビー含めて、ソーシャルディスタンスを保てる形では465名収容できる計算となります。ただ、今回、抽選会を計画して、皆さんのお手元に回っている各戸配付のチラシだったりポスターには抽選方法が記載されておりますけれども、これは商工会で十分協議して決めた抽選方法だと思うんですが、人数が多くなった時にソーシャルディスタンスが保てないのではないかと懸念がありますので、商工会の方には、まだ抽選まで間に合いますので、商工観光係として抽選方法を検討してはどうかということを伝えていきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

7 番藤山大議員。

○7 番（藤山大）

今ので465人ぐらいソーシャルディスタンスを保ちながらということなんですけれども、このイベント等に対しての対策として、例えばですが、今、何かのコンサートであつたら人数制限の半分とかいうような制限があるんですけれども、この465人は今回のイベントに対して何の制限もなく465人入れるのか。その辺をお伺いします。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

イベントの制限につきましては、北海道から示されている状況がございます。このイベントの内容によりまして異なっております。例えばライブハウスとか、そういった大声で歓声するもの、それからお客さんの声援が想定されるものは、収容人員の50パーセント以内。最近の新聞でも、函館の市民会館の方で劇団四季のコンサートがあるということで載っていましたが、それは1席を空けてということになります。一方で、大声での声援だとか、歓声が伴わないもの。例えばクラシックの音楽だとか、展示会とか、そういったものが該当になります。この場合は、100パーセント以内ということで決められております。ただし、国からのガイドラインに基づいて、人との距離を、いわゆるソーシャルディスタンスですが、1メートル距離を保つというように指摘されておりますので、この点は私ども教育委員会としても商工会の方と、しっかりソーシャルディスタンス、感染対策するようということで打ち合わせはさせていただいております。

○議長（溝部幸基）

7 番藤山大議員。

○7 番（藤山大）

次に、15ページの新規登載となった事業のところ、国民健康保険診療所小型分機購入事業の部分でお尋ねしたいと思います。今、分機は光銭先生の所有物であって使われていると思うんですけれども、この分機は現状使えるのか、使えないのか。その辺をお伺いしたいと思います。

それと、新しく分機を買うにあたって、この分機は利便性だけが向上で、あと何かあるのか。その辺をお伺いします。

それと、この分機の利便性が上がることによって、患者さんから何らかの形でクレームというわけじゃないんですけれども、遅いよというような話とか、その辺があつたのかも伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

藤山議員のご質問にお答えします。

まず、1つ目の今ある機械は、当然、今、使っておりますので、使用できます。

それで、2つ目の利便性の向上。先ほど説明でも言ったとおり、今あるやつは錠剤は手で配ったりするやつを、カセットにすることによって自動化することで調剤ミス等もなくなる、抑えられるという感じで、利便性が向上するという風に考えております。

それで、そういうのにクレーム等があるのかと。今の機械の話だと思いますけれども、クレーム等は聞いておりません。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 12時00分）

（再開 12時57分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

先ほどの平沼議員の質問にお答えします。

国保税の関係です。今回の改正を行わなかった場合の影響額は49人となっておりますが、この今回の改正をすることにより、均等割及び負担割の負担額について、軽減該当者の1人当たりの医療費分、介護支援分、後期支援分に係る納税義務者の負担増になることはございません。

○議長（溝部幸基）

質疑を続けます。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

先ほど聞いた分包機の部分で、もう一度ちょっと聞きたいんですが、今、光銭先生の分包機は使えるということですが、新しい物を入れることによって、今使えるものと新しいもの、何の違いが出てくるんですか。その違いが何なのか。その辺をお伝えください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員、少し勘違いされているのかなと思うんですけれども、基本的に課長申し上げているとおり、分包機自体は本来、開院した時点で町がセットして用意すべき物を、これまで光銭先生の物を使わせていただいているということでありますので、その現場の光銭先生が、もう使い切って古くなっているので、壊れると困るので町の方でセットしてくださいということですからね。今、メリットがどうこうということよりは、病院として、院内処方をするには分包機というのは必要でありますので、当然、先生は今、最新型の使い勝手の良いものを用意すると思いますので、それが先ほど、今使えますかとか、壊れますかみたいな言い方をされると、ちょっとそれは失礼な話ではないのかなという風に私などは聞いて思いますので、そこのところをまずしっかりとさせていただきたいなと。

それで、基本的に院内と院外でやって色々と、前の時もそういう質問あったかなと思いますので、お答えさせていただきたいと思いますが、今、高齢者が多い中で院内でやるメリットとしては、やはりお客さんの料金が安いというメリットがあります。院外に行きますと、色んな経費がかかりますので、当然、お客さんが支払う料金というのは高くなりますので、ただ、院外でやることによって、病院経営としては、多分メリットが出てくるんだと思います。その経費というものが人件費含めてかからなくなりますので、今、言ったように分包機なども必要になりますので、ただ、我々は、やはり今、開院したばかりでありますし、この地区においては、院内処方の方がお客様目線としては、私は良いんじゃないのかなと思っていますし、それを光銭先生も理解していただいて、院内処方で行きますということを言ってくれて

いますので、院外の薬屋さんもありますけれども、我々としては、当分は今の方法でやることがお客様にとって一番有意ではないのかなという判断でやっていますし、今回もその分包機については、当然、入れると仕事の効率的にも良くなりますし、お客さんの待ち時間も少なくなると思っていますので、そこについてはご理解いただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

3番杉村志朗議員。

○3番（杉村志朗）

20ページのまちづくり工房の300万円、3年間で900万円という予定ですが、今、まちづくり工房でも、それぞれの努力によって色んなグッズをやったり、そういうことでおそらく大分頑張っているだろうと思います。また、今度、令和3年度から、そして、この3年間組んだときに、新しいそういう計画が現在のところあるのか。それとも、また300万円与えることによって、ある程度それで維持できていくのか。今後どういうことが起きるか分かりませんが、そういうことで、是非その辺の内訳だけお願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まちづくり工房については、基盤を少し強くさせていただきたいということで、今回、経営を支援する形で300万円お願いをしております。我々としては、工房さん、町も2分の1出資させていただいて、町民の方々から約1千万円近い出資をいただいております。当初は、やはりなかなか軌道に乗るまで出資金を食っているような状況がありましたので、まずそここのところの改善を私はしっかり図っていききたいという風に思っています。それで、今年の経営状況。まだ決算が終わっていませんので、軽々には言えませんが、先般の理事会の状況を見させていただくと、結構頑張ってくれているかなという状況であります。ただ、まだまだその辺は独り立ちできるような体制ではありませんので、私はできればこの300万円を3年間続けて、少し基盤をしっかりしていっていただきたい。あと、もう1つは、やはり議会の方からも指摘ありますように、人的体制がなかなかまだしっかり整っていませんので、そここのところのまた支援というのも必要だとは思いますが、まずは財政基盤をしっかり赤字を出すことのないように、できればこの3年間の中でしっかり安定した経営戦略を立てていただきたいなという思いがありますので、まずは3年でそここのところを支援することによって、一定程度、今の収支状況も色々今年のやつも見させていただいていますけれども、少しバランスが良くなるのかなという風に思っています。あと、まだもう少し色んな事業を工房さんで展開しております。そしてまた、今日、予算でもお願いしている、ふるさと納税の関係なども色々手掛けていただいておりますので、裾野は大分広がってきているのかなと思っていますので、そういったところから少し稼ぐと言いますか、利益が生まれ始めてはいますので、私は今、ある程度3年で一定程度その先の目途が立つのかなということで、今回、議会の方にもお願いしていますので、ご理解いただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

3番杉村志朗議員。

○3番（杉村志朗）

今の答弁で、ある程度その事情も分かりますけれども、今年は今のコロナ感染によって、昨年度より乗船も多いようには聞いております。そういうことで、財政の安定化のことも踏まえながら、ある程度、補正予算まで追加しないような行政の進め方をして頑張っていたきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

9ページの町道整備事業に関連して、建設課長に質問します。除雪の最低保証は決まったんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

町道整備事業のところとは関係ないんですけども、今、質問があったのでお答えします。除雪の最低保証については、昨年度、降雪量が少ないために、最低保証の方も発動させていただきましたけれども、そのときに、周りに比べても少ないというような意見もございまして、今年度そこについては検討させていただきました。それで、大体ですけども、倍ぐらいの金額にということで、そこで業者さんの方には皆さんにお示しして、そこについては了承いただいております。それで、契約についても、12月1日時点で契約の方は終了させていただいております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

差し支えなかったら、最低金額を教えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

今回、ここに出ている事業ではなかったのも、今、手元に資料を用意していませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

6ページの残滓減量化事業について、当初の春の予算の時、3番議員からも質問ありましたが、この事業に関して、町長が広域でも考えた方が良く、松前、知内、木古内とも。そういう含みを持った答弁がありました。その中で、これは単独での計上なのか、そういうことも考えての予算計上なのか。それをお知らせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

現計画の中では、町単独でということの計上をさせていただいております。それで、確かに私、将来的には広域化の方が理想的だろうという話をさせていただきました。それで、現課の方については、年度を遅らせたのは、そういった意味もありまして、まず多分、場所の選定が結構問題になるのかなという風に思っていますので、できれば我々としては、広域の構成町村の理解を得ながら、広域の中に造れば一番理想なのかなと。これは確定ではありませんけれども、その辺のところの含みを考えながら、ただ、その広域の協議の理解を得るには、多少やっぱり時間を要すると思いますので、多分、最初は町で設置していく形が問題解決には近いのかなと思いますので、それを最終的に広域で運用していくという形が良いのではないのかなと。今、色々と原課の方の話も聞かせていただくと、やはり各町も苦慮しているような話が伝わってきていますので、それを皆で共有する形が理想ではあるんだと思いますけれども、そういう手順を踏んでいく間には、やっぱり広域でやるということになれば、広域の議会とか色々今度絡んできますので、そういったところの理解の調整とか、そういうのに少し時間を要するのかなという気がしますし、当然、今までやっていない業務を広域でやるとなると、規則改正なり条例改正も色々整備していかないとなりませんので、そうすると各町の議会の理解も当然必要になってくるんだと思いますので、そういったのも含めながら今進んでいますので、この前、答弁したのは、将来的な見通しも含めて、そういう形が理想像ではないのかなということで整理をさせていただいておりますけれども、我々としては、今、その理想像に向かって手順を踏んで行きたいとは思っています。ただ、やはり早晩、今、困っていますので、まずはしっかり町でも対応できる形でもいいから先行してやっていく形を整理するために、今、この計画の中に組み込んでいる状況であります。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

それと、7ページの九重部屋の夏合宿について、これは今年、コロナ関係で取り止めになりました。来年度に向けての、そういう話し合いはなされているのか。九重部屋も移転ということも聞いておりますが、そういう点について、来年度に向けた話し合いのことなどをお知らせ願います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

その辺については、なかなか話できていないというのが正直であります。本当であれば、この年明け、1月場所が終わった後に、毎年、千秋楽に私も顔を出して、今年1年と言いますか、令和3年度の合宿についてお願いするところでもありますけれども、ただ、今の状況としては、コロナがかなり拡大している中で、相撲協会もかなり自分の運営ですら苦慮していますし、ほとんど今、外に出ていない状況なんですよね。巡業も含めて色んな形でね。だから、なかなか私の方から合宿お願いしますという言葉も発しにくい状況にありますので、ただ、その辺の状況は、来年、オリンピックも開催する方向で色々動いております。ただ、1つ懸念されるのは、来年に関しては、今、オリンピックの中で日本の国技である相撲も何かお披露目したいということも実行委員会の中で話し合われているという情報も伝わってきていますので、いつもと夏場所も少し変わってくるのかなと。それとまた、来年度は九重親方の部屋も新しく出来る予定になっていますので、そういったスケジュール感を考えますと、大体そういうもののお披露目というのは東京場所の後にやるのが通例でありますので、それもこれも考えると、かなり来年の夏合宿の日程も窮屈な状況にはあるのかなと思っていますし、取りも直さずやっぱりコロナの状況が少し落ち着いた感じにならないければ、ちょっとまた親方の方にも、協会の方も大分ピリピリしていますので、あまり声をかけるような状況ではありませんので、ただ、年が明けて少し落ち着いた段階で、機会を見て、また少し親方とお話もさせていただきたいなというところでもあります。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

先ほど藤山議員とのやり取りの中で、7ページの商工会の補助金の関係の話がありましたけれども、465名がアリーナだと。そのうち、それから今度50パーセントとか、人と人の間を1メートル取るとか、そういうことになってくると、この27日ですか。大抽選会というチラシがあるんですよね。これはかなり窮屈な状況が続くと言いますか、無理な状況になりませんか。まず、そういう質疑です。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平野議員ご心配していただいていることについては、私も十分承知をしてございます。ただ、商工会とも大分その補助金を出す段にも意見交換をさせていただきました。また、商工会でも、かなり色々役員会議を開いたり色んな形の中で、今、コロナの状況が大分変わってきています。北海道において集中期間も25日まで延長かかっておりますので、そういったものの推移を見ながら、何も商工会もチラシを流したとおりやるということ、基本的にはやるという方向でチラシを流していますけれども、ただ、やはり状況が一日一日刻々と変わっていますので、それを見ながら、大分慎重に商工会の方でも検討しているやに聞いていました。チラシとまた変わった形で少し考え方を調整しているようでございますので、我々の方からも十分そういった町民の声、議会の心配の声もありますので、十分注意をしていただきたいと思います。また、我々も応援できるところについては、色んな機材を今回装備させていただきましたので、そういった物を駆使して、せっかく町の理解をいただいて予算をいただきましたので、なるべく実施できる、そして、町民の人が喜んで年を越せるような形を最終的にできれば良いと思っていますので、私の方からもしっかり会長の方を通してお話をさせていただきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

今の質疑の段階でも副議長の方からその話があったんですけども、現状、総合体育館でマックス465人という形なんですけど、抽選券の配布の当たりクジですね。当たりクジと言ったらちょっとあれなんですけれども、その当たった景品が465人というか、その人数を超えているような気がするんですよ。だから、今、予測されるのは465人以上の人数がその場所に密集する可能性があると思うんですよ。それによって、やっぱりクラスターの危険性。3密を取っていたとしてもクラスターの危険性があると思うんですが、その辺の対策はどうされるんですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今、副議長の方にも答えさせていただきましたけれども、商工会でも色んな形を変化させようとしていますので、まさに藤山議員も商工会の会員であると思うんですが、その辺はもし意見があるようであれば、その中でしっかり改善をしていただく。確かにクラスターとか色々あるのを心配されるのは分かりますけれども、そここのところを防ぎながら事業を実施したいとして頑張っていますので、あまりそここのところをあたかももうそういった事が起こり得るんだということの想定ではなくて、自らも本来、会員として位置付けしていると思いますので、当然、商工会の中に入って協力していただくような形を意見提言していただければ、私は良いんじゃないのかなと思っていますし、また、先ほど言いましたとおり、私の方からも会長にしっかりその辺もお話をさせていただきますので、質問は質問として受けましても、そここのところを是非協力していただくような、私の方から反対にお願いしたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時17分）

（再開 13時18分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

先ほど川合課長の方から申し上げました465人につきましては、アリーナ、それから小体育館、そして、児童遊戯室、ロビー。この4つの会場を、先ほど私の方からご説明しました、人との距離を1メートル離すと。人の肩幅もございますので、1.6メートル間隔で距離を取ったと。なおかつアリーナの前分の3分の1は抽選会場として間仕切りをした場合の仮の設定の人数が465名という状況でございます。それで、商工会の事務局ともお話をして、やはりそういう不安の声が町民の方から寄せられておりますので、抽選方法を変えたいと、検討したいというようなお話もございました。分かりやすくいくと、抽選をして、すぐ帰っていただくと。そうすると、密にならないわけですから、あるいは事前に取扱いの店舗の方に抽選の権利があれば、お名前と連絡先を書いて投函するというような方法で、あとで結果を貼り出すという部分を含めて検討していくような腹案も示されておりましたが、まだ最終的な商工会としての方向性は決まっていないようですが、いずれにしても町民に不安を与えないような形で、変更があればまたチラシ等でご案内されるものだと思っております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

私が言っているのは、要は465人というのは最大マックスであって、抽選会をやれば、この人数を遥

かに超えるというのを懸念しているんですよね。やる事自体は私は何も問題はないと思うんですが、この人数に対して、来られる人がオーバーする可能性が高いと思っているんですよね。それであれば、例えば案としてですけれども、今であればインターネットによる配信で抽選を行う、若しくは当たった人に対して後日物を届けるとか、そういうことをした方が安全ではないのかなと。というのは、今、人数がやっぱり465人以上来る可能性があるんで、私はクラスターの可能性があるんじゃないかということを言っているんですよね。だから、本当にコロナにならないような対策で考えていってほしいというのが私の意見なので、その辺も理解しながら、お答えをお願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員に申し上げますけれども、実施するのは商工会でありますので、我々が今、事業主体としてやっているわけではありません。補助金は支出しますけれども、主体はあくまでも商工会であって、今、商工会も色々皆さんの意見を聞いて色々な工夫をしながらやろうとしていますので、まさに会員である藤山議員がそういう懸念があるのであれば、しっかりと意見を会の方に提言することが、私はこの議場で我々に質問をぶつけるよりは解決策になるんでないかなと私なんかは思いますので、そこのところを少し理解をしっかりと、まず意見提言を内部からきちんとしていただいて、そういった懸念がないようにしていただくことによって、参加する方も安心できると思いますので、我々は我々として、先ほど言いましたとおり、当然、町の予算をいただいていますので、その部分については、しっかり商工会にも意見として申し述べさせていただきますので、商工会も大分考えて、役員会なり、そういったところで色々意見を出しながら、今、決定ありきではなくて少し状況を見ながら変化させて、その中でなんとかやっていきたいという思いで動いていますので、そこについてはしっかり理解をいただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時22分）

（再開 13時24分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

意見交換を続けます。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

次に、先ほどの分包機の部分で、分包機の内容はある程度理解しているんですが、分包機を買うことに対しては何も問題はないと思います。ただ、私の考え方としては、来客者、お客さん、そっち側を先に優先に考えて、こちらの分包機を使うと言うのであれば分かるんですが、今の内容なら、今まで光銭先生の物であって、古くなったからそれを新たに買うのも分かるんですよ。分かるんですけど、比重の考え方で、要は、先に来客者を増やしてから、それに伴って間に合わないから分包機を買うと。それであれば理解できるんですが、今の状況であれば、古くなった所有物の物を町で買うから新しい物というよりは、先に来客者を増やす方向の考え方って、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

来客者を増やすことについては、経済福祉常任委員会の中でも我々の考え方は示していると思いますけれども、ただ、藤山議員、分包機そのものが古くなって壊れたときに、お客さんに迷惑がかかるわけですね。そこのところを、まず回避するために、我々としては取り替えたいということを言っているわけであって、何も利用者の視線をどうこうという話ではないと思うんですけどね。そこのところを理解していただかないと、まったく噛み合わないと言いますかね、お客さんが増えてからでない分包機を買えないのではなくて、お客さんがいるから分包機を買うわけですよ。それが1人であろうが、2人であろうが、必

要なわけですから、そのところを履き違えてもらってはちょっと違うと思うし、我々としては、利用者を増やすということは、この前も経済福祉常任委員会の中で色々な方法をもって増やしていきたい。そして、今まさに少しずつ定着して、お客さんも増えてきているわけですから、その先として、しっかりそちらはそちらで対応しますので、それと分包機とは私はまったく論法としては違うと思うんですけどね。もし、それ以上あるのであれば、質問を受けたいと思います。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

光銭先生の所有物であるのは分かるんですよ。分かるんですけど、壊れてから買ってもいいんじゃないかなと。今、古くなったから替えるという考え方よりは、私はそちらの方がいいような考え方を持っているので、その辺。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員の考えと私はまったく違いますので、例えば自分の車が壊れたから買ってもいいということには普通はならないでしょう。明日に例えば通勤に通っていたものが無くなるのが心配で、普通は車を取替えるとか色んなことをするわけですよ。その中で今みたいな発言はちょっと失礼かと思いますけれども、壊れてから買ったら、その購入するまでの間にお客さんに迷惑がかかるわけですよ。当然、効率も良くないですし、手作業でやるわけでしょう。それでもいいということはちょっと私はどうなのかという気がしていますので、そのところはまったく藤山議員と考え方が私違いますので、我々としては、あくまでもお客さんに迷惑をかけない手法として、今回取替えさせていただきたい。それを今まで光銭先生に配慮していただいて、自分で買った物を使わせていただいているわけですので、本来的に町が病院を公設で開設するときは、当然、その分包機を新しく自分で用意して、先生に来ていただいて、営業してくださいというのが私は筋だと思うんですよ。それを、今まで光銭先生に甘えて使わせていただいているわけですから、なんら別におかしいとは思わないんですけども、その辺どうなんですかね。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

私の考え方だけで言うのであれば、こちらの方から来てくださいと言って来てもらって、じゃあ私持っていますから、それを持ってきましたと。分包機を持ってきましたと。であれば、私の考え方ですよ。持って来たということは、自分の物であっても、それは町に寄付した物という考え方になりませんか。自分の物だけの話じゃないでしょう、そこは。私の考え方としては、そういう風に思いますね。今、現状、使えるのであれば、まだ耐久年数があるのであれば、私は変えない方が良いと思います。耐久年数によって変えるのであれば理解はできるんですけど、今、まだ使えるのであれば、私は使っても良いものだと思っているんですが、その辺をもう一度伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

そのところは、もうまったく考え方が違いますので、藤山議員はそういう考えで、お客さんに迷惑がかかっても壊れてからという話ですけども、私はやはり行政のトップとして預かる以上、お客様に迷惑をかけることは良しとしませんので、そのところについては、前の常任委員会でも理解をいただいて、今回計画に掲載させていただいておりますので、ご承認いただければ、そのまま我々としては予算化していきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

またさっきの件で建設課長に伺いますけれども、行政は企業に対して最低保証をしても、企業は除雪に

出た日だけ作業員に対して賃金を払います。あとは作業員に対して何の保証もありません。そういう企業に対して、行政は指導するのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時30分）

（再開 13時31分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

意見交換を続けます。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

先ほど質疑のところでお話しましたがけれども、地域商店街活性化事業補助金。年末の抽選会の実施の部分で、おそらくこのコロナは、もう毎日数字が動いていますよね。それで、当時企画した部分は、この抽選会で良かったのかなという風に思います。その後、奥尻からクラスター18名とか自衛隊が出て、それから町民も出てという風なことが始まりましたよね。そして、ここ2、3日、今度、旭川の病院がもう手に負えないという風なことで、自衛隊を要請して、今日辺り動いていますよね。要するに、このコロナはいつ治まるか分からないという状況なんですね。それで、このまま道南は落ち着くかもわからない。最近の函館は1人か2人という状況でありますよね。だけど、また上りにかかっているかも知れない。そういうことからすると、年末まであと少しあるわけですよね。だから、そういうものを見極めながら、この大抽選会を実施していくという風になるのか。それともまた、あまりにも酷いという状況になれば、年明けてからどうだとか、それは商工会ときちんと話をして、そして先ほどから町長言われている、何か事があったら、その動きがあったら、チラシを刷り直して、1月になりますからとか、また2月になりますとか、そういうことがあって良いと思うんですよね。だから、今、買った物が余りました。だから、もう中止にしますというわけにはいかないわけですよね。もう船に乗ってしまったわけですから、だから、そういうことを町民に説明して、このコロナの状況も踏まえながら、そういう風にしたらいかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今日、大分意見をいただきましたので、そのところについては、十分会長の方とも協議をさせていただきます。まさに先ほど言いましたとおり、道の方も集中期間を25日まで延長する方向で検討に入っていますので、抽選会は27日ですので、その先でありますけれども、ただ、これも25日で止まるのかどうかも予断を許さない状況になりますので、当然その期間が延びると、その期間の中に抽選会が入ってきますので、まさにこれは中止をせざるを得ない状況にあるんだと思っています。我々は過去に敬老会も事前に中止をさせていただいたことがありますので、もう今はこのコロナの時代になって何が起きても不思議ではない状況でありますので、我々はしっかりその辺の状況、町内の状況も含めて、決して景品は逃げるわけではありませんので、それについてはしっかりと色んな形で3月までに実施していただければ、我々は確かに町民に楽しみを与えるのもありますけれども、やはりこの厳しい町内の経済状況の中で、少しでも景品を町内から調達して、その売上げを伸ばすということも今回の事業の中に含まれておりますので、延びたとしても3月まで期間があるわけでありまして、今、イギリスなんかでもワクチンの話が出てきたりしていますので、春になると少し好転していく可能性もないわけではありません。ただ、今の状況を見ますと、かなりこの年末、正月をかけて、また厳しい状況が訪れるかもしれませんけれども、そこはしっかりと、決して特段の装備を要してやるものではありませんので、ある程度、人が手配できれば抽選会というのはできますので、そこについてはきっちりと1週間毎にその辺の推移を見ながら、当然、実施主体である商工会は我々よりも少しピリピリしながら大会を考えているんだと思っていますので、そこの方については、今日、大分意見をいただきましたので、そういった声がありますということをしっかり

商工会にお伝えして、我々の役割の中でまたお手伝いできることがあれば、しっかりそれを支えていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

質疑はしなかったんですけれども、7ページの地域の補助事業については是非やってもらいたい。ただ、町としても商工会の方に、それなりのこういう意見がいっぱい出ましたよということは是非伝えていただいて、年末だけに限らず、年度末でも良いと思うんです。とにかく花火を打ち上げたからには、何らかの手を尽くして町民に夢と希望と、そういうのを与えるように町の方から是非提言していただきたいと思うんです。

それは意見交換じゃないんですけれども、私の言いたいのは、7ページの横綱の里づくりに関連して、町長にお願いできないものなのかなと思うんです。例えば、今年度、確かにコロナ関係やら何やらで事業が中止になりました。また、九重部屋もそれぞれに成績良くて、今度、付き人が多くなってくると、なかなか巡業する人も少なくなってくと思うんですけれども、やはり横綱記念館。観て楽しむ千代の山・千代の富士に対して来て楽しんでいただくのは良いんですけれども、やはり来た観光客の方々。何かしらやっぱり記念グッズというものを欲しいんじゃないのかなと。まさか東京まで行って買うわけにもいきませんし、その相撲に関連したグッズはもういっぱいあると思うんですけれども、何かしらその横綱記念館で販売している品数が少ないというような気がするんですね。その年齢層に合った物や、興味を引くような物。別に特別な物でなくてもいいと思います。日本相撲協会とかつていうものが入っているだけで、キーホルダーでも、それから、それに関連した物でも、やはりもっとその記念館に来たお客さんが帰りに何かしらお土産を買って帰りたいということを思うんです。そこで町長にお願いなんですけれども、やはりある程度、相撲協会なり何なりに九重親方を通して、その記念館で販売するようなグッズの種類を増やしてもらえるような提案ができないものなのかどうなのか。また、そういう事をする必要もないって、先ほどから町長は、なんかすごく今日は機嫌が悪いのかどうか知りませんが、かなり強い意見も言われていますが、そんな事できるわけないだろうと言うんだったら、それはそれでまた結構なんですけれども、ご意見をいただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

決して機嫌が悪いわけではないんですけれども、色々とはやりできるものとできないものを整理していただかないと、我々も誠意をもってお答えしていますので、そのところを理解していただきたいという思いで、少し言葉が強くなりましたことをお詫びしたいと思います。

それで、今、相撲のグッズの話をさせていただきましたけれども、記念館をオープンした時に、私、当時の町長から、お前同級生だから担当しろということでやらせていただきました。そして、グッズについてもなるべく、考え方なんでしょうけれども、やはり来た方々は九重親方を慕って、千代の山さんも含めてですけれども、やはりそういったグッズを求めるという傾向にあるやに聞いています。協会に行きますと、国技館に行くと、相撲茶屋も含めて色んな相撲関連のグッズがあります。ただ、理解していただきたいのは、やはり現役時代の四股名というのは協会が全部権利を持っておりまして、自由に勝手に使うということができません。我々、記念館を作るときも、相当相撲協会の方から許可をいただいて、地元の千代の富士という名前を使うだけでも、協会の方に届出を出して、その営利の関係だと色々制約があります。そういった中で、自由にできるかどうかは、現役時代はかなり厳しいと。ただ、引退しますと、少しそこが緩くなってきますので、今回は我々も色んな形で使わせていただきました。それでもやはり写真一つとっても色んな所の許可がいるとか制約があるわけでありますので、ただ、相撲全般のグッズというのは国技館の方で販売していますので、それが果たして可能かどうかは、やはり協会の方に打診してみないと多分わからないんだと思っています。もし、そういった需要が多いようであれば、そういう手続きを担当の方を踏みながらやることも吝かではありませんけれども、ただ、やはり我々も含めて、観光地に行った時に、その所の名前なり、そういったものを記念品で買う傾向が多い中で、果たして、その東京の両

国技館で売っている物をどうなのかなという少し私などは考え方として持っておりますので、一般的な物についてはあっても良いのかなと思いますけれども、我々はやはり2人の横綱の記念館ということを銘打っておりますので、そういった形の中でグッズを揃えさせていただいている状況であります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

今の7ページの相撲の横綱記念館の方の話は、そういう風に思えば、そのとおり。また、そういうルールになっているんだということなんでしょうけれども、意外と千代の山、千代の富士、この横綱記念館に来て相撲が好きになったというきっかけ作りにも、この記念館はなっていると思うんですね。だから、あくまでもメインとするのは、このお二方、横綱の記念館なんですけれども、やはり道内にもっとそういう相撲人気なり、相撲の人気力士を知ってもらうという意味でも、やはりそういうちょっとしたきっかけから入っていくこともできるんじゃないのかなと思うんです。ただ、やはり千代の富士、千代の山のグッズだけ欲しいわけじゃなくて、相撲全般の物があれば、これは来た甲斐があるだろうなど。帰りに車のバックミラーの所に福島町の横綱記念館のグッズがユラユラ揺れて、記念館の思い出を持ちながら帰宅する。そういうような風景も良いのかなと思うんですけれども、そういう質問を私がしていても、実際に記念館の係の方に、お客さんから少ないというような声が出ているかどうかは確認していません。私が見た限りの話ですので、それを付け加えておきます。

11ページなんですけれども、教員住宅。この空家の状況等、色々あると思うんですが、これは教育長どうなんでしょう。今回も改修工事を進めていくということなんですけれども、児童の減少によって教員も大分少なくなってきたと思うんですが、良い環境で先生方に生活していただくのは結構なんですけれども、空家の状況というものを考えたときに、やはりある程度集約ということも必要になってくるんじゃないのかなと思うんですが、その辺どうのご意見を持っていられるかお聞きします。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

教員住宅についてでありますけれども、おかげさまで三岳地区の教員住宅、4棟4戸、16棟ですね。簡易水洗から浄化槽に変えさせていただきまして、すごく教員に好評で、本年度で終了いたしました。来年度は白符の教員住宅を水洗化に改修したいと思っています。それで、最後に美山の吉岡小学校の教員住宅なんですけれども、今、2棟ございますが、実際その1棟しか使っていないんですね。1棟4戸は空家でございます。そちらの方は改修をしないで、今、使っています1棟4戸ございますけれども、現状でそこに3人入っています。それで、そこを今後、吉岡小学校の、先ほどの行政報告でも来年9人ということをお話したんですけれども、将来的に増える見込みなので、美山の教員住宅も吉岡小学校が残るという場合、是非、今、平沼議員おっしゃったように、教員の住環境を町内一律に良くしたいということで、最後にその美山の教員住宅をという風な計画であります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

そういう計画的なものがあるのであれば、それはそれで良いんですけれども、ただ単に自然減ということで子どもの数が減ってくる、教員住宅余っているんじゃないのかという意見も町民の方々からあるものですから、でも、どうせ住んで我が町の子供達を育てていただくなら、先生方もやっぱり良い環境で住んでいただいて、教育に従事していただきたい。そういうことを申し付け加えておきます。ということは、将来的には、この吉岡地区小学校校区、人数が増えるという可能性で今何か教育長おっしゃっていたんですけれども、夢を持ってよろしいんでしょうかね。それは後でお聞きします。

それから、15ページなんですけれども、分包機かなり盛り上がっていましたが、これはこれで、これ以上言うと町長も赤くなってしまうので言いませんけれども、分包機を買うにあたって、やはり町民の方々、町の財産ですから、普通の定価の物からどの程度の物までの範囲内で町は決めているのかと。当然、物を買うためには、それぞれ見積もりというものもあって、世間一般的な分包機であるならばいくらぐらいで、ただ、今回、町が今まで光銭先生の私物を、光銭先生の厚意によって使わせていただいた。どうせ

買うなら良いものを買わなきゃならない。これは当たり前の話だと思うんです。それで使い勝手の良いものをやっぱり提供してやりたい。これも至極当然。ただ、町民としては、実際いくらぐらいかかるものなのか、通常どのぐらいするものなのか、高い物より安い物でも良いんじゃないのかというような単純な発想というのは私はあると思うんですね。その辺はやはり今後町民の方々に、やっぱり我々には聞きなれない言葉なんです。薬を分ける機械という、薬を袋詰めする機械なのかって言えば、それはそれで簡単に済むんですけども、やはり興味を示す人達は興味を示しておりますので、その辺も購入にあたって、これは分包機だけじゃないですよ。他の物に関しても、私は同じ考えができると思うんです。ですから、それはそれでやっていくべきなのかなと思います。それについて答えはいいりません。

ただ、その下の方なんですけれども、高圧設備改修とあります。当然、この高圧設備改修については、それなりの要因があるから、なんて言うんですか、電気施設の老朽化というのが、電気というのは目に見えないわけですから、それなりの老朽化によって突発的な電気事故。これは停電だけじゃないですよ。火災とかもありますよね。だから、どういうご指摘を受けて、点検をした中で、どの程度の改修が必要なのか。私なんかは金額的に見てみると、これは点検費用なのかなと思ったんです。最初、180万円というのは。例えばあれだけの高圧電源施設を使っている総合体育館というものに対して、この180万円でできる改修というのは、どの程度の内容のものなのか。また、それを時期的にいつまでやるのか。その間に体育館というものは、どういう状態なのか。その辺を教えていただければなと思います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

毎年、北海道電気保安協会さんの方に電気設備の点検をしていただいております。今年4月21日に点検をしていただきました。その結果、今、総合体育館のボイラー室の中に入っている変圧器に関しては30年になると。通常25年以上を経過して、更新の標準的な時期だと言われておりますが、30年でそろそろ更新した方がいいですよということで、今の部分に関しては共用トランスの部分で140万円弱、それから交換費用で11万円ぐらい。その他経費を入れて180万円近くかかるという参考見積をいただいておりますので、それで今回の計画に登載しております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

この電気保安協会の方から、毎月ですか、保安協会は。毎月点検をするということで、トランスが悪いという内容で、トランスの金額だけで140万円、交換費用であと40万円ということのご答弁ですけれども、トランスの何が悪いんですか。ただ経過しているだけなんですか。その辺は専門的な話になってくるから意地悪な質問になってくれば嫌ですからあれですけれども、それよりも例えばブレーカー関係とか、そういうところ辺は埃とかが結局接触不良の一番の問題点になってくると思うんです。その辺は保安協会さんと、例えば施設運営責任者である町と、どのような点検確認をなされていますか。点検確認しているか、していないかじゃなくて、そういうマニュアルはどういう風にしていますか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

電気保安協会の方につきましては、今、お話ししました変圧器のほかに総合体育館内部の様々な電気設備をチェックしていただいております。ほぼ良好ですが、この変圧器だけ更新の推奨という項目で報告がこの4月21日に上がってきております。それで、先ほどもご説明したように、標準的な耐用年数が概ね25年と言われている中で、30年経過して、いつどうまた状況が変わるか分からないという中で、事故の恐れがありますので、早い時期での交換をお願いしたいということで報告が来ております。それで、部品の不具合等につきましては、その都度、直せるものであれば、年間の修繕費の予算の中で対応している状況でございます。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

今、ご説明は局長が申し上げたとおりなんです、我々としては、令和4年度に全国中学校の相撲大会があるものですから、さっきの分包機の話ではないですけども、その時に電気設備が急に壊れたとかっていう風になったら困りますので、その全中のために万全を期したいということで、今回30年も経過しているということで、交換をお願いしたいということでございます。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時54分）

（再開 13時55分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

実際に電気保安協会の方からご指摘をいただいて、すぐ専門業者の方に、町内業者ですが見積もりをいただいております、三菱三相共用トランスということで、具体的な専門的な内容につきましては、詳細までは伺っておりません。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

やはり書面だけでも私は今後貰っておくべきだと思うんですよ。例えば、この経年劣化の老朽化によって突発的な事故が起こりますよと業者が言っていると思うんですね。ですから、耐用年数も過ぎているから取替えた方が良いでしょう。この2つなんですよ。業者が言う理由というのはね。実際に壊れたら、この2つさ言えば、業者は責任を逃れられるわけですよ。保安協会も。前から言っていたじゃないですか。だから取替えなきゃ駄目だと。これがあらゆる町の施設に対しても、これは通用すると思うんです。せっかく電気保安協会というものを使って、目に見えない電気を施設管理してもらっているなら、何を毎月、何をどの程度調べて、何が悪いのか。そのデータだけでも、やはり口頭でなくて書面で記録しておくというのが必要だと思うんですよ。トランスを取替える、トランスの単価は140万円、工賃は40万円。これは分かりますよ。でも、それが何なのか。特にも今、教育長おっしゃるように、これから大事な大会とか、そういうものを控えたときに、福島町としても万全の体制で迎えたいというのは分かります。でも、その原因も分からないで、やはり何のために取り替えるのか。今月点検して、何を点検したのか。今後どういう風なものを直していかなきゃならないのか。こういうことは、教育委員会だけじゃなくて、やはりどの施設に対しても、今後、保存しておくべき資料だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ご指摘のとおり、その点検の都度、点検結果報告書というのを書面で頂戴しております。その中で、変圧器というのが交換推奨ですよ。25年耐用期間なので、おっしゃるとおりなんです。明日壊れるかもしれないし、10年先まで持つかもしれない。それはもう重々我々も分かっているんですけども、やはり業者さんが変圧器は交換推奨です。車で言えば10年ぐらいがあれなんだけれども、今、25年経過して、もう30年経っていますと。それで、先ほど申し上げましたように、我々としては、5年先まで持つかもしれないし、来年壊れるかもしれないんですけども、そこが誰ももしかしたら分からないかもしれないんですけども、我々としては、令和4年に大事な大事な大会がございまして、そのために是非今回、交換させていただきたいと。そういう風な願いで、今回のこの計画に登載させていただいているところでございます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

それが書類があるなら、是非それを参考にして、今後の年度計画の改修整備の計画を、やはりその保安協会さんと立てていくべきだと思う。ただ、先ほども言いましたとおり、たればで、もし壊れたら、もし何々したら。こればかり先行しても、お金ばかりかかって、特段その内容が無いような、失礼な言い方かもしれませんが、無いような事業にもなりかねないわけですから、やはり直すためには、改修するためには、改修する根拠というものは明確にしておくべきだと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第38号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第38号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時00分）

（再開 14時12分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

先ほどの小鹿議員の除雪の最低保証について、お答えいたします。

除雪の最低保証については、2つの構成となっております、1つは機械保証費、もう1つは待機人員保証費となっております、機械保証費については、12月1日のその契約時に契約した時点で払われるものということで、それぞれ重さ5トン、7トン、9トン、11トン、またバケット容量、0.1、1.2、1.5、2.1となっております、それぞれについて設定しております。5トンで0.1未満については8万3000円、7トンまでで1.2立米については10万7,800円、9トンまでで1.5立米については12万6,500円、11トン以上で2.1立米については15万4千円となっております。

それと、待機人員保証費については、バケット容量が1.2以上と1未満の2つがございます、先の1.2以上のものについては143万円、1立米未満のものについては77万4,400円となっております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

紙谷課長、あとで資料を議会の方にお願ひします。

◎議案第39号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第39号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の21ページをお開きください。

議案第39号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

福島町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月9日提出、福島町長。

福島町過疎地域自立促進市町村計画、令和2年12月の改定版ということになります。

次の22ページにつきましては、過疎計画の変更前・変更後の対照表となっております。

説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊2、議案説明資料の28ページをお開きください。

議案第39号関係、福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

1、変更の目的について。

町内全域で光ファイバー整備を行い、町内における情報格差の解消、子ども達の教育環境の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に対応する「新しい生活様式」の実践に必要な情報通信基盤の整備による過疎対策事業を実施するため、その財源として過疎対策事業債を活用したいことから、当該事業を福島町過疎地域自立促進市町村計画に追加するものでございます。

2、変更事業等について。

福島町過疎地域自立促進市町村計画に、次の事業を追加するものでございます。

追加する事業でございますけれども、この表にある事業名につきましては、過疎地域自立促進市町村計画策定要領に定められた事業名となっております。

実際、町で実施する事業名につきましては、事業内容に記載しているものでございますので、予めご了承願いたいと思います。

追加する事業でございますけれども、自立促進計画、3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の項目に、事業名として、（6）電気通信施設等情報化のための施設のうち、その他の情報化のための施設を追加いたします。事業内容につきましては、高度無線環境整備推進事業。光ファイバー整備で、整備延長4.2キロでございます。事業主体につきましては、その他ということで、NTT東日本が実施する、民設民営で実施する事業費につきまして、一部町で負担するというものになります。

福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る北海道との協議につきましては、11月6日付けで異議のない旨の回答を受けているところでございます。

以上で、福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第39号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第39号は可決いたしました。

◎議案第40号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第40号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の23ページをお開き願います。

議案第40号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度福島町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,064万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,030万2千円とする。

第2条で、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月9日提出、福島町長。

まず、第2表地方債変更についてご説明いたしますので、27ページをお開き願います。

起債の目的で、プレミアム付商品券発行事業債、補正前の限度額110万円となっているものを、補正後ゼロとするものであります。

引き続き、起債の内容について、ご説明いたしますので、ナンバー2、議案説明資料の29ページをお開き願います。

プレミアム付商品券発行事業債110万円の減額は、新型コロナの臨時交付金充当に係る財源繰替による減額で、起債区分は過疎対策事業債、充当率100パーセントで、交付税算入率は70パーセントとなっております。

次に、歳出のご説明をいたしますが、今回の補正の半分以上が補正額ゼロとなっております。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の最終的な充当額確定による財源繰替が主なものとなっておりますので、まず、そちらからご説明いたしますので、45ページをお開き願います。

今回、参考資料として付けております、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業一覧表となっております。全部で31の事業に充当しておりますが、実績見込等を勘案して、最終的な充当額を確定させております。

表の見方としては、まず、事業名の横が予算額で、総額で2億8,338万6千円となっております。今回の補正では、予算額はそのままで、財源のみの変更となっております。

その隣が実績見込額で、既に終了し、額が確定しているものもありますが、合計で2億5,688万1,516円を実績と見込んでおります。これに対し、その隣に現時点での交付金充当額があります。そして、実績見込額を基に、その隣の交付金最終充当額を確定することとし、これに合わせて、その隣、12月補正額を交付限度額2億4,364万8千円の中で、交付金充当を増額するものと、減額するものの合計を同額として、総額は変わらないものでございます。

具体的な例としては、2番目の地域経済緊急支援事業をご覧ください。

これは1回目の地域商品券発行事業で、1人5千円の商品券を全町民に配布した事業であります。これは既に事業が終了し、額が確定しておりますので、実績額3,156万5,562円に対し、現在2,992万円の交付金を充当しているところを3,150万円の充当とするため、158万円を増額するものであります。

また、26番目の医療介護サービス事業者支援事業では、900万円の予算額としておりますが、実績見込額を400万円と見込んで、現在720万円の交付金充当となっているものを250万円として、470万円交付金充当を減額するものであります。

そのほか11月会議で補正しました、29番目の漁協への支援事業と、30番目の商工会への支援事業につきましては、11月会議では一般財源で対応しておりましたが、12月補正でそれぞれ500万円と270万円交付金充当するものであります。

なお、すべての事業において、予算額はそのままとしておりますので、交付金が減額された事業は一般財源が増加し、交付金が増額された事業は一般財源が減額することとなります。

また、今回の各事業の交付金充当変更の補正予算が議決されました後、これを最終計画案として、企画課の方から国に計画書を提出する予定となっております。

以上、今回の補正に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業の財源繰替についての説明を終わります。

よって、この後ご説明いたします、歳出事務事業説明での臨時交付金充当事業に係る財源繰替の補正の説明につきましては、説明を割愛させていただきますことをご了承願います。

それでは、32ページをお開き願います。

交付金事業の財源繰替以外の20万円以上の歳出の補正について、ご説明いたします。

まず、2款総務費、1項1目一般管理費の庁舎管理費で20万円の追加は、役場庁舎に係る突発的な修繕に対応するための修繕費の増額となっております。

次に、1つ飛んで、6目企画費のふるさと応援基金運営費で1,173万円の追加は、ふるさと応援寄付金の増に伴う特産品贈呈品代やポータルサイト利用料等の諸経費の増額及びふるさと応援基金活用事業補助金の増額となっております。

次のページの2段目をご覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、事務事業予算名まで同様に244万4千円の追加は、マイナンバーカード普及促進を図るための時間外手当や消耗品などに係る経費の追加となっております。

なお、経費については、10分の10の国庫補助事業となっております。

次のページをお開きください。

1段目の7項財政基金費のふるさと応援基金費で2千万円の追加は、ふるさと応援寄付金の増額に係る基金積立の増となっております。

その下、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の障害者福祉事業費で88万円の追加は、令和3年度の障害者福祉サービスの報酬改定等に伴う障害者福祉システム改修委託料の追加となっております。

次のページの3段目をご覧ください。

2項児童福祉費、2目児童措置費、事務事業予算名も同様に441万3千円の追加は、福島幼稚園の入所児童の増及び公定価格の改定に伴う施設型給付費負担金の増となっております。

次に、40ページをお開き願います。

一番下段の8款土木費、5項3目住宅建設費の町営住宅建替事業費で68万4千円の増額は、新栄町の2階建改良住宅の移転対象者4名分の移転補償費の追加となっております。

次のページの2段目をご覧ください。

9款消防費、1項2目広域事務組合費で76万4千円の減額は、給与改定に伴う人件費の減及びコロナ対策の備蓄品整備事業の財源繰替による減となっております。

次のページをお開きください。

2段目になります。10款教育費、2項1目学校管理費の各学校校舎営繕事業費で42万円の追加は、修繕費で福島小学校のチャイム装置取替と冬季間における学校校舎の修繕費の追加となっております。

次のページの一番下段をご覧ください。

12款諸支出金、2項1目繰出金で23万6千円の追加は、国保会計では国保連特別業務委託料に係る増額で2万5千円、後期会計では事務費繰出金の増額で5万3千8百円、診療所会計では国及び道の補助金増による町からの繰出金3万2千7百円の減となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き歳入をご説明いたしますので、30ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。

まず、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の3節子どものための教育・保育給付国庫負担金で15万2千7百円の追加は、福島幼稚園への施設型給付費負担金の国庫負担分となります。

その下、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の1節個人番号カード事務費補助金で2万4千4百40円の追加は、マイナンバー普及事業に対する10分の10の国庫補助金となっております。

2目民生費国庫補助金の1節障害者自立支援事業費等補助金は、障害者福祉システム改修に係る2分の1の国庫補助金となっております。

14款道支出金、1項1目民生費負担金の6節子どものための教育・保育給付負担金で12万5千8百円の追加は、こちらも福島幼稚園に対する施設型給付費負担金の道負担分となっております。

16款寄付金の1節ふるさと応援寄付金で2千万円の追加は、寄付金の歳入見込み増に伴う増額となっております。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で1億1千7百円の追加は、今回の補正に係る財源調整による増額となっております。これにより、令和2年度の財政調整基金からの繰入額は1億1千16万1千円となります。

4目ふるさと応援基金繰入金1,173万円の追加は、ふるさと応援寄付金増額に伴う歳出ふるさと応援基金運営費に充当するため、繰入金となっております。

19款諸収入、5項雑入の渡島西部広域事務組合負担金精算還付金で3万1千7百30円の追加は、前年度負担金の精算還付金となっております。

最後に、20款町債は、先ほどご説明いたしましたプレミアム付商品券発行事業債の減額となっております。

以上で、議案第40号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第7号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第40号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第40号は可決いたしました。

◎議案第41号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第41号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の43ページをお開き願います。

議案第41号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,027万8千円とする。

令和2年12月9日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、令和3年度税制改正に対応するための国保システム改修費の追加と、歳入において、新型コロナウイルス感染症の影響により減免が見込まれる保険税を減額するものです。

それでは、補正の内容について、歳出から説明いたしますので、51ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で135万9千円の追加は、令和3年度税制改正に対応するため、国保システムの改修が必要となることから追加するものです。

4項特別対策事業費、1項1目医療費適正化特別対策事業費2万5千円の追加は、国保連合会への委託料で被保険者への医療費通知ジェネリック医薬品利用差額通知の発行実績により追加するものです。

次に、歳入を説明いたしますので、49ページをお開き願います。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税1,176万3千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国保税の減免が見込まれることから、減額するものです。内訳としては、医療給付費分現年課税分で808万9千円、後期高齢者支援金分現年課税分で227万4千円、介護納付金分現年課税分で140万円を減額するものです。

なお、現時点で減免を決定されたのは5名で、減免額は151万6,900円となっております。

3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等負担金135万9千円の追加は、歳出の国保システム改修に係る費用が特別調整交付金の対象となることから追加するものです。

その下、2目保険給付費等交付金479万1千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により減免が見込まれる保険税額のうち、10分の4が特別交付金として道から交付されるため追加するものです。

次のページをお願いします。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で2万5千円の追加は、歳出の国保連特別業務委託料の財源として事務費繰入金を追加するものです。

8款国庫支出金、1項1目災害等臨時特例補助金697万2千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により減免が見込まれる保険税額のうち、10分の6が臨時特例補助金として国から交付されるため追加するものです。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第41号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第41号は可決いたしました。

◎議案第42号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第42号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の53ページをお開き願います。

議案第42号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,253万1千円とする。

令和2年12月9日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、令和3年度税制改正における広域連合との連携のためのシステム改修費の追加と、後期高齢者医療保険料の調停実績から、後期高齢者医療広域連合への保険料負担金に不足が見込まれるため追加するものです。

それでは、補正の内容について、歳出から説明をいたしますので、61ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費71万円の追加は、令和3年度税制改正における広域連合との連携に対応するため、事務処理システムを改修する必要があることから追加するものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、2項1目も同様に226万6千円の追加は、後期高齢者医療保険料の調停実績に合わせて、広域連合への保険料負担金を追加するものです。

次に、歳入を説明いたしますので、59ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料226万6千円の追加は、保険料の調定実績により追加するものです。

3款繰入金、2項1目事務費繰入金53万8千円の追加は、歳出のシステム改修に係る費用の財源とし

て、一般会計から繰入れるものです。

5款諸収入、3項1目雑入で17万2千円の追加は、歳出のシステム改修に係る費用の一部が広域連合より定額で交付されることから追加するものです。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第42号は可決いたしました。

◎議案第43号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第43号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の63ページをお開き願います。

議案第43号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ721万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,209万7千円とする。

令和2年12月9日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス等の感染防止対策のためのオゾン発生器等を整備するための備品購入費の追加と、医薬品等の購入実績により医薬材料費を追加するものです。

それでは、補正の内容について、歳出から説明をいたしますので、71ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費、10節需用費で15万円の追加は、修繕費で診療所内階段のビニー

ルシートが剥離し修繕が必要なため追加するものです。11節役務費で6万円の追加は、今年度購入した往診車について、患者等を搭乗させる場合を想定して、搭乗者傷害保険に加入するため追加するものです。17節備品購入費で80万円の追加は、新型コロナウイルス等の感染防止対策として、診療所内にオゾン発生器等を整備するため追加するものです。

2款診療事業費、1項1目診療費、10節需用費で600万円の追加は、医薬材料費で購入実績により追加するものです。17節備品購入費で20万円の追加は、新型コロナウイルス等の感染防止対策のため、発熱患者に使用する点滴スタンド等の医療器具を購入するため追加するものです。

次に、歳入について、説明いたしますので、69ページをお開き願います。

1款診療事業収入、1項保険診療収入、1目で国民健康保険診療報酬収入66万1千円、2目社会保険診療報酬収入100万7千円、3目後期高齢者医療診療報酬収入190万2千円、4目一部負担金92万6千円の追加は、いずれも医薬材料費の補正額に対して受診者に占める保険者の割合で診療報酬等を按分し追加するものです。

2項保険外診療収入、1目使用料及び手数料で150万4千円の追加は、予防接種手数料で医薬材料費のうちワクチン分を追加するものです。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で32万7千円の減額は、補助金等の追加により一般会計からの繰入金を減額するものです。

70ページをお願いします。

5款国庫支出金、1項1目総務費国庫補助金53万7千円の追加は、国保診療所が道の診療検査医療機関指定を受けていることから、国の発熱患者の外来診療検査体制確保事業の対象となり、その体制確保に要する費用について補助金が交付されるため追加するものです。

6款道支出金、1項1目総務費補助金100万円の追加は、歳出の感染防止対策に係る費用について、100万円を上限として道の補助支援事業の対象となるため追加するものです。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第43号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第43号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会 12 月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第 10 条の規定により、令和 2 年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和 2 年度定例会は、本日で休会することに決定しました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

（休会 14 時 48 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 平 沼 昌 平

署 名 議 員 木 村 隆